

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------|-------------------------------------|------------------|--|---|---------|-----|---|-------|------|---|-----|-----|----|-------|-----|----|--------|------|----|-----|-----|--------|-------|-----|-----|-------|------|---|--------|-----|--|----|----|-----|---|-------|------|---|-----|-----|----|-------|-----|----|--------|------|----|-----|-----|--------|-------|-----|-----|-------|------|---|--------|-----|--|
| 1 | 1 (1) | 第1編 総則 第1章 総則 第1節 計画の目的 | | <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく男鹿市地域防災計画のうち、風水害などに対する「一般災害対策編」として、男鹿市防災会議が策定する総合的計画であって、市及び市内の防災関係機関が有する全機能を有効に発揮し、予防、応急、復旧等の各分野にわたる防災活動を総合的、計画的に実施することにより、市民及び滞在者の生命、身体、財産を保護すること（<u>追加</u>）を目的とする。</p> <p>また、市及び市民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に促進するための市民運動を展開する。</p> | <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく男鹿市地域防災計画のうち、風水害などに対する「一般災害対策編」として、男鹿市防災会議が策定する総合的計画であって、市及び市内の防災関係機関が有する全機能を有効に発揮し、予防、応急、復旧等の各分野にわたる防災活動を総合的、計画的に実施することにより、市民及び滞在者の生命、身体、財産を保護することに加え、<u>災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめること</u>を目的とする。</p> <p>また、市及び市民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に促進するための市民運動を展開する。</p> | ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 12 (12) | 第1編 総則 第1章 総則 第4節 男鹿市の概況と一般災害 | 第2 男鹿市の社会的、経済的状況 | <p>（1）人口の動態は旧男鹿市では昭和36年の50,879人、旧若美町では昭和35年の11,976人をピークに減少を続けており、合併後の男鹿市の人口は<u>28,375</u>人（国勢調査<u>平成27</u>年10月1日現在）となっている。</p> <p>これは、若年の都市への流出、出生率の低下、高齢化の進行等によるものであるが、人口減に比べ世帯数は核家族化に伴い数年横ばい状態である。</p> <p>（2）人口の高齢化 本市の65歳以上の高齢者は、全人口の<u>41.1</u>%（国勢調査<u>平成27</u>年10月1日現在）を占め、人口の高齢化が極めて急速に進行しており、今後も年々増加することが予想される。</p> <p>（3）土地利用計画 <u>平成26</u>年10月現在で、本市は24,109haの面積を有し、土地利用状況は森林が<u>51.9</u>%、農用地（田・畑）が<u>19.8</u>%、河川及び道路が<u>6.1</u>%、原野が<u>3.0</u>%、宅地が<u>4.8</u>%、その他が<u>14.4</u>%の構成となっている。</p> | <p>（1）人口の動態は旧男鹿市では昭和36年の50,879人、旧若美町では昭和35年の11,976人をピークに減少を続けており、合併後の男鹿市の人口は<u>25,154</u>人（国勢調査<u>令和2</u>年10月1日現在）となっている。</p> <p>これは、若年の都市への流出、出生率の低下、高齢化の進行等によるものであるが、人口減に比べ世帯数は核家族化に伴い数年横ばい状態である。</p> <p>（2）人口の高齢化 本市の65歳以上の高齢者は、全人口の<u>46.9</u>%（国勢調査<u>令和2</u>年10月1日現在）を占め、人口の高齢化が極めて急速に進行しており、今後も年々増加することが予想される。</p> <p>（3）土地利用計画 <u>令和1</u>年10月1日現在で、本市は24,109haの面積を有し、土地利用状況は森林が<u>51.8</u>%、農用地（田・畑）が<u>19.4</u>%、河川及び道路が<u>6.8</u>%、原野が<u>0.5</u>%、宅地が<u>4.7</u>%、その他が<u>16.7</u>%の構成となっている。</p> | ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 12 (12) | 第1編 総則 第1章 総則 第4節 男鹿市の概況と一般災害 | 第2 男鹿市の社会的、経済的状況 | <p>土地利用概要（単位 km²）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td style="text-align: right;">4,030</td> <td style="text-align: right;">16.7</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td style="text-align: right;">742</td> <td style="text-align: right;">3.1</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td style="text-align: right;">1,154</td> <td style="text-align: right;">4.8</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td style="text-align: right;">12,513</td> <td style="text-align: right;">51.9</td> </tr> <tr> <td>原野</td> <td style="text-align: right;">723</td> <td style="text-align: right;">3.0</td> </tr> <tr> <td>河川、道路等</td> <td style="text-align: right;">1,470</td> <td style="text-align: right;">6.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,477</td> <td style="text-align: right;">14.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">24,109</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 面積 | 構成比 | 田 | 4,030 | 16.7 | 畑 | 742 | 3.1 | 宅地 | 1,154 | 4.8 | 森林 | 12,513 | 51.9 | 原野 | 723 | 3.0 | 河川、道路等 | 1,470 | 6.1 | その他 | 3,477 | 14.4 | 計 | 24,109 | 100 | <p>土地利用概要（単位 km²）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td style="text-align: right;">3,930</td> <td style="text-align: right;">16.4</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td style="text-align: right;">719</td> <td style="text-align: right;">3.0</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td style="text-align: right;">1,146</td> <td style="text-align: right;">4.7</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td style="text-align: right;">12,489</td> <td style="text-align: right;">51.8</td> </tr> <tr> <td>原野</td> <td style="text-align: right;">128</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>河川、道路等</td> <td style="text-align: right;">1,645</td> <td style="text-align: right;">6.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,051</td> <td style="text-align: right;">16.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">24,108</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 面積 | 構成比 | 田 | 3,930 | 16.4 | 畑 | 719 | 3.0 | 宅地 | 1,146 | 4.7 | 森林 | 12,489 | 51.8 | 原野 | 128 | 0.5 | 河川、道路等 | 1,645 | 6.8 | その他 | 4,051 | 16.7 | 計 | 24,108 | 100 | |
| 区分 | 面積 | 構成比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 田 | 4,030 | 16.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 畑 | 742 | 3.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地 | 1,154 | 4.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林 | 12,513 | 51.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原野 | 723 | 3.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川、道路等 | 1,470 | 6.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 3,477 | 14.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 24,109 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 面積 | 構成比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 田 | 3,930 | 16.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 畑 | 719 | 3.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地 | 1,146 | 4.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林 | 12,489 | 51.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原野 | 128 | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川、道路等 | 1,645 | 6.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 4,051 | 16.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 24,108 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|-----------------------------------|-----------------------------|---|---|---|
| 4 | 15 (15) | 第1編 総則 第1章 総則 第6節 防災対策の推進計画 | 第1 防災対策の概要 | 1 自助・共助・公助が一体となって、災害に強いまちづくりを推進 市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会が互いを守る「共助」、地方公共団体等の行政の施策としての「公助」の考え方にに基づき、災害に強いまちづくりの形成を目指す。 <u>（追加）</u> | 1 自助・共助・公助が一体となって、災害に強いまちづくりを推進 市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会が互いを守る「共助」、地方公共団体等の行政の施策としての「公助」の考え方にに基づき、災害に強いまちづくりの形成を目指す。 <u>併せて、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの取組の推進） |
| 5 | 15 (15) | 第1編 総則 第1章 総則 第6節 防災対策の推進計画 | 第1 防災対策の概要 | 3 ハード対策の推進とソフト対策の充実 ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える自然災害に対しては、防災訓練、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、 <u>（追加）</u> ハード・ソフト対策を組み合わせた一体的な災害対策を推進し、大規模な災害に備える。 (1)～(4) (略) <u>(5)～(7) (新設)</u> | 3 ハード対策の推進とソフト対策の充実 ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える自然災害に対しては、防災訓練、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、 <u>国土強靱化の観点も踏まえながら、</u> ハード・ソフト対策を組み合わせた一体的な災害対策を推進し、大規模な災害に備える。 (1)～(4) (略) <u>(5) 男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。</u> <u>(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策に努める。</u> <u>(7) 効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努める。</u> <u>(8) 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備など、加えて、市は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （国土強靱化の観点を踏まえた対策及び複合災害を念頭に置いた事前防災の推進） （男女共同参画の推進、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるための取組の実施） （新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の推進） （災害対応業務のデジタル化の推進） |
| 6 | 15 (16) | 第1編 総則 第1章 総則 第6節 防災対策の推進計画 | 第2 防災行動計画 (タイムライン)の作成 | <u>（新設）</u> | 市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努める。 | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---|------------------------|---|--|--|
| 7 | 16 (17) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第1 計画の方針 | (略) このため、男鹿市、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、 <u>関係職員に防災教育を実施するとともに、住民に対して防災知識の普及啓発に努める。</u> | (略) このため、男鹿市、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、 <u>平時から、疑似体験施設や地震体験者などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。</u> <u>また、指定避難場所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図るほか、過去の大災害の教訓の収集・整理・保存・伝承に努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （関係機関連携による防災教育と訓練の実施、避難所等でのDV等に係る意識の普及啓発） |
| 8 | 17 (18) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第2 被災者及び被災者支援に対する知識 | 1 避難行動要支援者 (略) このため、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、 <u>高齢者の避難行動に</u> 対する理解の促進を図るものとする。 | 1 避難行動要支援者 (略) このため、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、 <u>高齢者に対し、適切な避難行動に</u> 関する理解の促進を図るものとする。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 9 | 17 (18) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第3 防災関係職員に対する防災教育 | 1 防災関係職員の責務・資質の育成 防災業務に従事する防災関係職員は、災害の発生時において計画実行上の主体となって活動しなければならず、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるため、これらの知識及び能力を養成・習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などを計画的に実施し今後更なる資質の向上に努める。 | 1 防災関係職員の責務・資質の育成 防災業務に従事する防災関係職員は、災害の発生時において計画実行上の主体となって活動しなければならず、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるため、これらの知識及び能力を養成・習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などについて、 <u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用</u> に努めながら、計画的に実施し今後更なる資質の向上に努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （人材育成における専門家知見の活用） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---|------------------|---|---|---|
| 10 | 19 (21) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第4 住民に対する防災知識の普及 | <p>3 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及すべき内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ 災害時の心得 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持ち出し品（マスク、消毒液、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <u>(追加)</u> 及び貴重品の持ち出し</p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク)～(セ) (新設)</u></p> | <p>3 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及すべき内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ 災害時の心得 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持ち出し品（マスク、消毒液、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>及び貴重品の持ち出し</p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク) 避難情報の理解促進</u></p> <p><u>(ケ) 警報等発表時や高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令時取るべき行動</u></p> <p><u>(コ) 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む。）</u></p> <p><u>(サ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所と避難経路等の確認</u></p> <p><u>(シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p><u>(ス) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識</u></p> <p><u>(セ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動。</u></p> | <p>・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （実行性を確保するための避難情報の普及啓発）</p> |
| 11 | 20 (22) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第4 住民に対する防災知識の普及 | <p>3 対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する <u>(追加)</u>。</p> <p><u>(追加)</u> 市民へ津波・洪水等の氾濫時のシミュレーション結果などを示し、津波・洪水等の危険性を周知するなど普及・啓発に努める。</p> | <p>3 対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、<u>広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u>また、<u>災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p><u>さらに、市民へ津波・洪水等の氾濫時のシミュレーション結果などを示し、津波・洪水等の危険性を周知するなど普及・啓発に努める。</u></p> | <p>・防災基本計画等による修正</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---|-------------------------|--|--|--|
| 12 | 20 (22) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第4 住民に対する防 災知識の普及 | 3 対策 (1)～(5) (略) (6) 各種ハザードマップ等の作成と見直し 市は、津波、洪水等によって被災が予想される地域について、避難行動に役立てるため、ハザードマップ等を作成するなど情報提供に努めるとともに、 <u>計画的な見直しを行い、市民等に対し周知を図る。</u> (略) | 3 対策 (1)～(5) (略) (6) 各種ハザードマップ等の作成と見直し 市は、津波、洪水等によって被災が予想される地域について、避難行動に役立てるため、ハザードマップ等を作成するなど情報提供に努めるとともに、 <u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u> (略) | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （災害リスクと取るべき行動の理解促進） |
| 13 | 20 (23) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第5 教育機関におけ る防災教育 | 1 現況 各学校における防災教育は計画的に実施されており、特に予防措置、避難方法等については、 <u>児童・生徒</u> の発達段階や地域の実情などを考慮した指導により、その徹底に努めている。 | 1 現況 各学校における防災教育は計画的に実施されており、特に予防措置、避難方法等については、 <u>児童生徒</u> の発達段階や地域の実情などを考慮した指導により、その徹底に努めている。 | ・防災基本計画（R3.5、R4.6修正）等による修正 ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|--------------------|---|---|--|
| 14 | 20 (23) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 | 第5 教育機関における防災教育 | <p>2 防災教育の強化・訓練</p> <p>(1) 学校防災体制の見直し 校長等施設管理者は、危機管理マニュアル・学校安全計画等による災害時における<u>幼児、児童、生徒</u>の避難、誘導計画等を作成、又は見直しを行い、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>各学校等は、校内研修会等を通じ災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。</p> <p>(2) 防災教育の充実 ア (略) イ 社会活動として、防災訓練の実施又は参加や防災施設等の見学を取り入れ、災害時における防災活動、避難行動などに関する知識の習得に努める<u>（追加）</u>。</p> <p>ウ (略) (3) 防災訓練の実施 ア 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全教職員の共通理解と<u>児童、生徒</u>の自主的活動を取り入れ実施する。 イ～ウ (略) (4)～(5) (略)</p> | <p>2 防災教育の強化・訓練</p> <p>(1) 学校防災体制の見直し 校長等施設管理者は、危機管理マニュアル・学校安全計画等による災害時における<u>幼児児童生徒</u>の避難、誘導計画等を作成、又は見直しを行い、<u>気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>各学校等は、校内研修会等を通じ災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。</p> <p>(2) 防災教育の充実 ア (略) イ 社会活動として、防災訓練の実施又は参加や防災施設等の見学を取り入れ、災害時における防災活動、避難行動などに関する知識の習得に努めるとともに<u>学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める</u>。</p> <p>ウ (略) (3) 防災訓練の実施 ア 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全教職員の共通理解と<u>児童生徒</u>の自主的活動を取り入れ実施する。</p> <p>イ～ウ (略) (4)～(5) (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5、R4.6修正）等による修正 ・所要の修正 |
| 15 | 23 (25) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第2節 自主防災組織等の育成計画 | 第1 計画の方針 | <p>(略)</p> <p>また、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>（追加）</u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図り研修会等を実施するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活動が必要である。</p> | <p>(略)</p> <p>また、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等の</u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図り研修会等を実施するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活動が必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正（気象防災アドバイザー等の活用） |
| 16 | 26 (28) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画 | 第1 計画の方針 | <p>防災訓練は、風水害や火災等の災害に備え市及び各防災関係機関、住民等が取るべき行動を想定し、予警報の伝達、災害防除、避難、誘導、救護、救助等の実践かつ総合的な訓練を実施することにより、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の緊密化、さらには防災機関を始め、自主防災組織及び地域住民、NPO・ボランティア等との連携強化を図り、有事即応の体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。</p> <p><u>（追加）</u></p> | <p>防災訓練は、風水害や火災等の災害に備え市及び各防災関係機関、住民等が取るべき行動を想定し、予警報の伝達、災害防除、避難、誘導、救護、救助等の実践かつ総合的な訓練を実施することにより、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の緊密化、さらには防災機関を始め、自主防災組織及び地域住民、NPO・ボランティア等との連携強化を図り、有事即応の体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。</p> <p><u>加えて、県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正（災害リスクと取るべき行動の理解促進、有識者の意見を踏まえた防災・減災目標の設定） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|-------------------|---|---|--|
| 17 | 27 (29) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画 | 第4 訓練の種別 | 4 避難所開設及び運営訓練 大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日、夜間・休日等様々な条件を想定し、各避難所や企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した <u>（追加）</u> 防災訓練を定期的実施する。併せて、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練の評価や改善を考慮して行う。 また、訓練において、特定の活動に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。 | 4 避難所開設及び運営訓練 大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日、夜間・休日等様々な条件を想定し、各避難所や企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した <u>地域の災害リスクに基づく</u> 防災訓練を定期的実施する。併せて、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練の評価や改善を考慮して行う。 また、訓練において、特定の活動に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （地域の災害リスクに基づく防災訓練の実施） |
| 18 | 28 (30) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画 | 第5 市の総合防災訓練の実施 | 3 実施計画 （1）～（2）（略） （3）訓練項目 災害情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報、災害対策本部の設置・運営、通信、救護所設置、緊急輸送物資、電話・TV回線応急復旧、炊き出し、水防、災害救助法適用、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、LPガス応急復旧、水道施設応急復旧、血液輸送、事故車両救出救助、危険物施設火災防御、大規模停電を想定した訓練 <u>等</u> | 3 実施計画 （1）～（2）（略） （3）訓練項目 災害情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報、災害対策本部の設置・運営、通信、救護所設置、緊急輸送物資、電話・TV回線応急復旧、炊き出し、水防、災害救助法適用、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、LPガス応急復旧、水道施設応急復旧、血液輸送、事故車両救出救助、危険物施設火災防御、大規模停電を想定した訓練、 <u>広域避難を想定した実践型の訓練、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （広域避難を想定した実践型の訓練、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|--------------------|--|---|--|
| 19 | 31 (33) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第4節 企業防災促進計画 | 第2 基本的な考え方 | 2 事業継続とともに求められるもの (略) (1) 生命の安全確保と安否確認 災害発生直後においては、第一に顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員など業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。また、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を努めるものとする。 <u>(追加)</u> (2)～(3) (略) | 2 事業継続とともに求められるもの (略) (1) 生命の安全確保と安否確認 災害発生直後においては、第一に顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員など業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。また、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を努めるものとする。 <u>加えて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u> (2)～(3) (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 |
| 20 | 32 (34) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第4節 企業防災促進計画 | 第4 企業防災促進のための取組 | 県、市及び関係機関は、企業における防災意識の高揚を図るため、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備 <u>(追加)</u> などの支援等により企業の防災力向上を図る。 | 県、市及び関係機関は、企業における防災意識の高揚を図るため、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備、 <u>災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保、育成</u> などの支援等により企業の防災力向上を図る。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （災害対応経験者のリスト化による人材確保、建設企業の担い手の確保・育成） |
| 21 | 34 (35) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第5節 災害情報の収集、伝達計画 | 第2 情報収集・伝達体制 | 2 体制の整備 (1) 市は、警報等を住民、要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、 <u>ツイッター</u> 等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。 (2)～(6) (略) <u>(7)～(9) (新設)</u> | 2 体制の整備 (1) 市は、警報等を住民、要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、 <u>X</u> 等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。 (2)～(6) (略) <u>(7) 市は、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努める。</u> <u>(8) 市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。</u> <u>(9) 障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>加えて、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> | ・防災基本計画（R2.5修正、R4.6修正、R5.5修正）等による修正 （大規模停電時の生活情報に係る伝達体制の整備） ・所要の整備 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|---------------------|--|--|---|
| 22 | 34 (36) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第5節 災害情報の収集、伝達計画 | 第2 情報収集・伝達 体制 | 1～2（略） 3 <u>（新設）</u> 3 非常用電源の確保 （1）（略） ア 非常用発電機 <u>（追加）</u> を整備した際は、 <u>常に十分な燃料の確保</u> と定期的な点検等による品質の保持 <u>（追加）</u> に努める。 4 訓練等による体制の確立 （略） | 1～2（略） 3 <u>収集した情報の分析整理等</u> 市は、 <u>収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるように、最新の情報通信関連技術の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。</u> また、市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに生かすものとする。 4 非常用電源の確保 （1）（略） ア 非常用発電機等を整備した際は、定期的な点検等による品質の保持及び、 <u>最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等</u> に努める。 5 訓練等による体制の確立 （略） | ・防災基本計画（R2.5修正、R4.6修正）等による修正 （大規模停電時の生活情報に係る伝達体制の整備） |
| 23 | 35 (38) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第6節 通信施設災害予防計画 | 第1 計画の方針 | （略） また、市防災行政無線、県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、FM、携帯電話メールシステム、 <u>ツイッター</u> 等のソーシャルメディアなど、多様な情報通信手段を確保する。 <u>（追加）</u> | （略） また、市防災行政無線、県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、FM、携帯電話メールシステム、 <u>X</u> 等のソーシャルメディアなど、多様な情報通信手段を確保する。 <u>さらに、県、市及び電気通信事業者は、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。</u> | ・防災基本計画（R5.5修正）等による修正 ・所要の修正 |
| 24 | 39 (42) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 防災訓練計画 | 第1 計画の方針 | （略） また、 <u>複合的な災害にも多層的に備え</u> 、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に設置されている「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、 <u>多様な関係者で、密接な連携体制</u> を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努める。 併せて、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供 <u>（追加）</u> に努めるものとする。 <u>（追加）</u> | （略） また、 <u>気候変動による影響を踏まえ</u> 、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に設置されている「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、 <u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制</u> を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努める。 併せて、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、 <u>災害時に取るべき行動についての普及啓発</u> に努めるものとする。 <u>加えて、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正、R4.6修正）等による修正 （災害リスクと取るべき行動の理解促進、有識者の意見を踏まえた防災・減災目標の設定） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|-------------|--|---|----------------------|
| 25 | 40 (43) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 防災訓練計画 | 第2 河川施設 | <p>2 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため、パトロール等を実施し、安全管理に努める。</u></p> <p><u>(3) ~ (7) (略)</u></p> | <p>2 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出水後の土砂堆積の状況や、倒木・流木などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合は対策を講じる。その際、瀬や淵の保全や再生など、現況の河川環境の保全に配慮する。また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採する。</u></p> <p><u>(3) 堤防や護岸などの河川管理施設については、その機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕の工事を行うとともに、出水時の河床洗掘などにより、機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講じる。また、堤防法面に植生が繁茂し、巡視や点検などに支障を及ぼさないよう、必要に応じて除草を行うほか、許可工作物については、河川管理上の支障にならないよう、施設管理者に対して適切に指導する。</u></p> <p><u>(4) ~ (8) (略)</u></p> | <p>・河川の維持管理業務を追記</p> |
| 26 | 40 (43) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 水害予防計画 | 第3 農業用施設 | <p>1 現況</p> <p>農業用ため池の多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行している。また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、管理能力が低下しており危険が予想される。このため、これらのため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害をもたらすおそれがあることから、平成30年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点<u>(追加)</u>ため池を中心に、対策を実施する。</p> <p>基幹的農業水利施設については、管理者等との連携による適正管理を図るとともに、必要に応じて機能診断のうえ、施設の防災化・長寿命化対策を推進する。</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 市は、県と連携し地震や豪雨による破損等で決壊した場合の、浸水<u>(追加)</u>区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、<u>緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。</u></p> <p>(2) 防災重点<u>(追加)</u>ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> | <p>1 現況</p> <p>農業用ため池の多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行している。また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、管理能力が低下しており危険が予想される。このため、これらのため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害をもたらすおそれがあることから、平成30年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点<u>農業用</u>ため池を中心に、対策を実施する。</p> <p>基幹的農業水利施設については、管理者等との連携による適正管理を図るとともに、必要に応じて機能診断のうえ、施設の防災化・長寿命化対策を推進する。</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 市は、県と連携し地震や豪雨による破損等で決壊した場合の、浸水<u>想定</u>区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、<u>ハザードマップを作成し、地域住民への周知を行うとともに、耐震化や統廃合などを推進する。</u></p> <p>(2) 防災重点<u>農業用</u>ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> | <p>・所要の修正</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|---------------|---|---|--|
| 27 | 41 (44) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 水害予防計画 | 第4 避難計画の策定 | <p>1 対策 (1) 避難情報の発表基準 市は、関係情報に基づく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを検討しておく。 (略) なお、避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、気象庁の大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、高解像度降水ナウキャストなどを活用し、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定するものとする。（追加）</p> <p>また、（略）体制をとるよう指導する。特に高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の自主的な避難を促進する避難準備・高齢者等避難開始の周知に努めるほか、避難勧告又は避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における自主避難の呼びかけや、避難情報の提供に努めるものとする。（追加）</p> | <p>1 対策 (1) 避難情報の発令基準 市は、関係情報に基づく高齢者等避難、避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを設定しておく。 (略) なお、避難指示等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報等の危険度分布）、高解像度降水ナウキャストなどを活用し、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難指示等の発令対象地域として設定する（削除）。安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。 また、（略）体制をとるよう指導する。特に高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の自主的な避難を促進する高齢者等避難の周知に努めるほか、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における自主避難の呼びかけや、避難情報の提供に努める（削除）。「避難指示」は、災害発生時の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を促す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正内容の反映 ・防災基本計画（R2.5修正、R3.5修正）等による修正 ・所要の修正 |
| 28 | 44 (48) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第8節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画 | 第3 港湾施設 | <p>1 現況 (略) （追加）</p> <p>2 対策 (1) ア～ウ（略） エ～オ（新設）</p> | <p>1 現況 (略) また、船川港においては、国家石油備蓄基地が立地し、緊急物資や生活物資を供給する輸送・保管拠点として、海上輸送を確保する上で船川港の担う役割は極めて大きいことから、さらなる港湾施設における津波対策が重要であり、耐震性能の強化や施設等の老朽化対策を積極的に推進し、災害に強い港湾づくりが期待される。</p> <p>2 対策 (1) ア～ウ（略） エ 災害発生時においても、港湾機能が維持できるよう耐震化を推進し、安全性の向上を図る。 オ 円滑な港湾活動や港内の安全を図るため、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---|-------------|---|---|--|
| 29 | 50 (54) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第10節 危険物施設等 災害予防計画 | 第1 計画の方針 | (略) <u>(追加)</u> | (略) また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。 加えて、関係事業所は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等に努める。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 30 | 51 (55) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第10節 危険物施設等 災害予防計画 | 第2 危険物施設 | 2 対策 (1)～(4) (略) <u>(5) (新設)</u> | 2 対策 (1)～(4) (略) <u>(5) 応急対策にかかる計画の作成</u> 施設の管理者は、施設の所在地域における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の確認を行う。また、確認の結果、風水害により危険物等に係る災害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討を行うとともに、応急対策のための計画の作成に努める。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 31 | 57 (61) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第12節 土砂災害予防計画 | 第1 計画の方針 | (略) <u>(追加)</u> | (略) また、県及び市は、水害リスクを踏まえた防災まちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正、R4.6修正）等による修正 (土砂災害等のリスクを踏まえた防災・減災目標の設定) |
| 32 | 58 (62) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第12節 土砂災害予防計画 | 第3 急傾斜地 | 1 現況 災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定し、その事前指導、又は危険区域に指定されている箇所の改修工事の早期完成を図っている。 なお、 <u>危険指定区域</u> の要件は次のとおりである。 <u>(1) 傾斜度が30度以上であること。</u> <u>(2) がけの高さが5m以上で対象人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等含む）であること。</u> <u>(3) 崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生じるおそれがあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、また、誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。</u> | 1 現況 災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定し、その事前指導、又は危険区域に指定されている箇所の改修工事の早期完成を図っている。 なお、 <u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）</u> の要件は次のとおりである。 ・傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 | ・使用名称の変更に伴う修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | |
|------|--|---|------------------------|---|--|--|--|------|--|---|
| 33 | 60 (64) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第12節 土砂災害予防計画 | 第6 警戒・避難体制 の整備 | <p>1 <u>土砂災害危険箇所</u>の周知 <u>土砂災害危険箇所</u>図等の土砂災害に関する資料を関係住民に提供するとともに、危険箇所に表示板等を設置して住民への周知徹底を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警戒・避難基準 (略)</p> <p>なお、<u>避難勧告</u>等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>等を用い、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、<u>避難勧告</u>等の発令対象地域として設定するものとする。</p> | <p>1 <u>土砂災害警戒区域等</u>の周知 <u>土砂災害警戒区域</u>図等の土砂災害に関する資料を関係住民に提供するとともに、危険箇所に表示板等を設置して住民への周知徹底を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警戒・避難基準 (略)</p> <p>なお、<u>避難指示</u>等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>等を用い、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、<u>避難指示</u>等の発令対象地域として設定するものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・使用名称の変更に伴う修正 ・文言の修正（災害対策基本法の改正内容の反映） | | | | |
| 34 | 62 (66) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第12節 土砂災害予防計画 | 第7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域 | <p>3 土砂災害警戒情報 <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告（警戒レベル4）や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する情報である。</u></p> <p><u>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">土砂災害警戒情報の発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">発表基準</td> <td> <p>発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議する。</p> </td> </tr> </table> | 発表基準 | <p>発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議する。</p> | <p>3 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p style="text-align: center;">土砂災害警戒情報の発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">発表基準</td> <td> <p>大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。</p> </td> </tr> </table> | 発表基準 | <p>大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・所要の修正 ・文言の適正化 |
| 発表基準 | <p>発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議する。</p> | | | | | | | | | |
| 発表基準 | <p>大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。</p> | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---|------------------------|--|---|---|
| 35 | 63 (66) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第12節 土砂災害予防計画 | 第7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域 | <p>4 市における警戒避難体制</p> <p>(1) 避難計画の整備</p> <p>市は、<u>土砂災害危険箇所</u>及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警戒・避難基準</p> <p>ア 避難情報の<u>発表</u>基準の設定</p> <p>市は、過去の降雨状況、県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の<u>発表</u>基準を定めておく。</p> <p>(略)</p> <p>イ 住民の自主的避難の指導</p> <p>警戒・避難基準は原則として降雨量に基づいて設定するものとし、過去における土砂災害、警戒・避難のための基準雨量等を参考に判断するとともに、<u>予兆現象が確認された場合は住民が自発的に警戒・避難するよう指導する。</u></p> <p>避難対象地区の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> | <p>4 市における警戒避難体制</p> <p>(1) 避難計画の整備</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域等</u>及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警戒・避難基準</p> <p>ア 避難情報の<u>発令</u>基準の設定</p> <p>市は、過去の降雨状況、県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への<u>高齢者等避難、避難指示</u>の<u>発令</u>基準を定めておく。</p> <p>(略)</p> <p>イ 住民の自主的避難の指導</p> <p>警戒・避難基準は原則として降雨量に基づいて設定するものとし、過去における土砂災害、警戒・避難のための基準雨量等を参考に判断する。<u>また、予兆現象が確認された場合は地域の土砂災害リスクや災害時取るべき行動について、普及啓発を図るとともに、雨量等の情報を住民に提供するよう努める。</u></p> <p>避難対象地区の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （災害リスクと取るべき行動の理解促進） ・所要の修正 ・使用名称の変更に伴う修正 |
| 36 | 64 (68) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第12節 土砂災害予防計画 | 第9 重点的な土砂災害対策 | <p>(略)</p> <p>1 総合的な土砂災害対策</p> <p><u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等</u>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>2 総合的な山地災害対策</p> <p>山地災害危険地区、<u>地すべり危険箇所等</u>における<u>山地治山、防災林造成、地すべり防止施設</u>の整備を行うとともに、<u>山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u></p> | <p>(略)</p> <p>1 総合的な土砂災害対策</p> <p><u>土砂災害のおそれのある箇所</u>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>2 総合的な山地災害対策</p> <p>山地災害危険地区における<u>治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 |
| 37 | 66 (70) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第13節 公共施設 災害予防計画 | 第3 水道施設 | <p>2 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急給水体制と<u>資器材</u>の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p>2 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急給水体制と<u>資機材</u>の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---|-----------------------|---|--|---|
| 38 | 70 (74) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第13節 公共施設 災害予防計画 | 第8 防災関係機関相 互の連携 | (新設) | (1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築するよう努める。 (2) 市は、県、電気事業者及び電気通信事業者等と連携し、倒木などにより電気供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に努める。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （事前伐採等の予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた連携） |
| 39 | 71 (75) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第14節 風害予防計画 | 第2 台風等 | 2 対策 (1) 強風から森林を防護するため、杉人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。 | 2 対策 (1) 強風から森林を防護するため、杉人工林においては適正な間伐の実施及び針広混交林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を（削除）行う。 | ・語句の適正化等 |
| 40 | 73 (77) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第15節 雪害予防計画 | 第1 計画の方針 | 雪害による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、国や県と一体となって「豪雪地帯対策基本計画」等の推進による相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪態勢を強化し、主要道路等の交通を確保する。 (略) | 雪害による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、国や県と一体となって「豪雪地帯対策基本計画」等の推進による相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪態勢を強化し、主要道路等の交通を確保するとともに、道路や屋根雪等の除排雪時の事故防止や安全対策のほか、除雪作業の省力化のため、克雪に関する技術の普及促進を図る。 (略) | ・防災基本計画（R4.6修正、R5.5修正）等による修正 |
| 41 | 73 (77) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第15節 雪害予防計画 | 第2 集中的な大雪への備え | 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、地域の建設業者の健全な存続に努める。 (追加) (略) | 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、地域の建設業者の健全な存続に努める。 また、豪雪時には、交通への影響を最小限とするため、情報の共有、代替輸送の調整など、交通事業者や道路管理者等の関係機関との連携を図る。 (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （幹線道路上での大規模な車両滞留の回避） ・秋田県豪雪地帯対策基本計画（R5.10）の反映 |
| 42 | 74 (78) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第15節 雪害予防計画 | 第3 冬季交通の確保 | 2 対策 (1) 通行規制等 ア（略） イ 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、(追加) 予防的な措置を地域の状況に応じて講じるものとする。 | 2 対策 (1) 通行規制等 ア（略） イ 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な措置を地域の状況に応じて講じるものとする。 | ・文言の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|-----------------------|---|--|---|
| 43 | 76 (80) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第15節 雪害予防計画 | 第6 民生対策 | <p>1 現況 積雪による雪害事故防止のため、住民に市の広報・ホームページ等により雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及、<u>（追加）</u>住家屋根の雪下ろし、敷地内の除排雪を実施する業者の紹介及び「高齢者生活援助事業」による玄関前から主要道路までの除雪支援などを行い、事故防止を図っている。また、男鹿地区消防本部等防災関係機関では設備の点検を随時行い事故防止に努めている。</p> <p>（1）人命及び建物被害の防止 （略） ア～ケ（略） コ <u>幼児、児童、生徒</u>の安全を図り、施設の避難道路を確保するため適時除雪を行い、落雪危険箇所に標示するとともに、その近くでの遊びを禁止する。 サ～シ（略） ス <u>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況等の急変に備え、車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等の備え付けを励行する。</u></p> <p>（2）～（6）（略）</p> | <p>1 現況 積雪による雪害事故防止のため、住民に市の広報・ホームページ等により雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及、<u>既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品の使用方法の普及、</u>住家屋根の雪下ろし、敷地内の除排雪を実施する業者の紹介及び「高齢者生活援助事業」による玄関前から主要道路までの除雪支援などを行い、安全対策の周知を図っている。また、男鹿地区消防本部等防災関係機関では設備の点検を随時行い事故防止に努めている。</p> <p>（1）人命及び建物被害の防止 （略） ア～ケ（略） コ <u>幼児児童生徒</u>の安全を図り、施設の避難道路を確保するため適時除雪を行い、落雪危険箇所に標示するとともに、その近くでの遊びを禁止する。 サ～シ（略） ス <u>運転時は、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備（スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけること等）を行う。</u></p> <p>（2）～（6）（略）</p> | <p>・防災基本計画（R2.5修正、R4.6修正、R5.5修正）等による修正 （除排雪作業時の安全対策の周知）</p> |
| 44 | 78 (82) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第15節 雪害予防計画 | 第8 文教対策 | <p>1 現況 観光文化スポーツ部及び教育委員会は、<u>幼児、児童、生徒</u>の安全と学校教育並びに社会教育施設や社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。 （1）～（3）（略）</p> <p>2 対策 実施項目 1～2（略） 3. 危険防止 （1）～（3）（略） （4）悪天候時における<u>児童、生徒</u>に対する休校措置を実施する。 （5）～（7）（略） 4～9（略）</p> | <p>1 現況 観光文化スポーツ部及び教育委員会は、<u>幼児児童生徒</u>の安全と学校教育並びに社会教育施設や社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。 （1）～（3）（略）</p> <p>2 対策 実施項目 1～2（略） 3. 危険防止 （1）～（3）（略） （4）悪天候時における<u>児童生徒</u>に対する休校措置を実施する。 （5）～（7）（略） 4～9（略）</p> | <p>・所要の修正</p> |
| 45 | 93 (97) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第20節 廃棄物処理計画 | 第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 | <p>1 防災体制の整備 （1）～（5）（略） （6）<u>（追加）</u></p> <p><u>（6）</u> 次の事項等を含む災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。 ①～③（略） ④ <u>（新設）</u></p> | <p>1 防災体制の整備 （1）～（5）（略） （6）<u>一般廃棄物処理施設は、大規模災害時において電力供給や熱供給等の役割が期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備の設置に努める。</u></p> <p><u>（7）</u> 次の事項等を含む災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。 ①～③（略） ④ <u>周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方</u></p> | <p>・防災基本計画の反映</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|---------------------------------------|------------------|--|--|--|
| 46 | 94 (99) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第1 計画の方針 | (略) また、平常時から安全な避難所 <u>(追加)</u> 、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等を住民に周知徹底するとともに、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。 (略) | (略) また、平常時から安全な避難所の <u>場所、収容人数</u> 、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等を住民に周知徹底するとともに、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。 (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 (指定避難所等の周知) (男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備) |
| 47 | 94 (99) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第2 避難所等の指定・整備 | 1 現況 指定避難所及び指定緊急避難場所については、地域の特性や過去の教訓、想定される災害 <u>(追加)</u> 等を踏まえ、継続的にその見直しを行い、住民や要配慮者に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。 <u>(追加)</u> 特に、土石流や急斜面等の土砂災害に対しては危険箇所ごとに警戒、避難及び伝達体制の整備に努めるとともに、その対象者を明確にすること、 <u>避難勧告</u> 等に対する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるように伝達することなどに努め、積極的な避難行動の喚起を図る。 <u>(追加)</u> | 1 現況 指定避難所及び指定緊急避難場所については、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u> 等を踏まえ、継続的にその見直しを行い、住民や要配慮者に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。 <u>加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u> 特に、土石流や急斜面等の土砂災害に対しては危険箇所ごとに警戒、避難及び伝達体制の整備に努めるとともに、その対象者を明確にすること、 <u>避難指示</u> 等に対する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるように伝達することなどに努め、積極的な避難行動の喚起を図る。 <u>また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 (指定避難所等の周知) (指定緊急避難場所等におけるホームレス対応) |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|-------------|---------------------------------------|----------------------|--|---|--|
| 48 | 95 (100) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第2 避難所等の指 定・整備 | <p>2 対策 (1) 指定避難所の指定 ア 指定避難所の指定 (略) また、避難が長期化した場合を想定し、良好な生活環境を確保するために必要な換気、照明灯等の設備や資機材の整備に努め、または必要なとき、直ちに配備できるよう準備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>さらに、福祉避難所の不足時の対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から<u>(追加)</u>防災部門と市民福祉部門が連携して、<u>あらかじめ</u>ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するものとする</u>。</p> | <p>2 対策 (1) 指定避難所の指定 ア 指定避難所の指定 (略) また、避難が長期化した場合を想定し、良好な生活環境を確保するために必要な換気、照明灯等の設備や資機材を<u>整備するとともに、電力容量の拡大を図り、</u>必要なとき直ちに配備できるよう準備に努める。 <u>また、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u> さらに、福祉避難所の不足時の対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から<u>指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、</u>防災部門と市民福祉部門が連携して、<u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、</u>ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>必要な措置を講じるよう努める。</u></p> | <p>・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （指定避難所の電力容量拡大） （福祉避難所の指定に係る受入対象者の公示等） （感染症対策に配慮した避難所の運営）</p> |
| 49 | 96 (101) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第2 避難所等の指 定・整備 | <p>2 対策 (1) (略) (2) 指定緊急避難場所の指定 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> | <p>2 対策 (1) (略) (2) 指定緊急避難場所の指定 (略) <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u> (略)</p> | <p>・防災基本計画（R3.5修正）等による修正</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|-------------|---------------------------------------|----------------------|--|--|--|
| 50 | 96 (102) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第2 避難所等の指 定・整備 | 2 対策 (1)～(2) (略) (3) 避難所等の環境整備 <u>(追加)</u> 避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう次の事項に留意し、避難所等の環境整備を図ること。 ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄 イ 医療救護、感染症予防、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備 ウ <u>(新設)</u> エ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備 オ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点 <u>(追加)</u> 等に配慮した環境の整備 カ 避難者数を想定して、仮設トイレ、マットなど高齢者等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 | 2 対策 (1)～(2) (略) (3) 避難所等の環境整備 <u>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u> <u>また、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう次の事項に留意し、避難所等の環境整備を図ること。</u> ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄 イ 医療救護、感染症予防、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備 ウ <u>冷房器具等の整備</u> エ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備 オ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、 <u>感染症の拡大防止</u> 等に配慮した環境の整備 カ 避難者数を想定して、仮設トイレ、マットなど高齢者等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正、R4.6修正、R5.5修正）等による修正 （避難所における環境整備） |
| 51 | 97 (102) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第2 避難所等の指 定・整備 | 2 対策 (1)～(3) (略) (4) <u>(新設)</u> (4) 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知徹底 (略) (5) 避難伝達体制の確立 (略) | 2 対策 (1)～(3) (略) (4) <u>男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備</u> <u>市の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努める。また、市の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努める。</u> (5) 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知徹底 (略) (6) 避難伝達体制の確立 (略) | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 52 | 97 (103) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第3 避難誘導體制の 整備 | 2 対策 (1) 避難誘導の実施 避難誘導體制の整備については、以下に示す避難誘導の実施要領に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。 ア 広域的な災害による <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> が出された場合、市は原則として警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、住民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「避難所、避難場所」または、公園、空き地 <u>(追加)</u> 等の安全な区域に避難する。 イ～ク (略) | 2 対策 (1) 避難誘導の実施 避難誘導體制の整備については、以下に示す避難誘導の実施要領に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。 ア 広域的な災害による <u>避難指示</u> が出された場合、市は原則として警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、住民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「避難所、避難場所」または、公園、空き地、 <u>親戚・知人宅、ホテル・旅館</u> 等の安全な区域に避難する。 イ～ク (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （避難指示等が発令された場合の避難行動） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | |
|------------|---|---------------------------------------|--------------------------|--|--|---|---|--------|---|---|
| 53 | 99 (104) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第3 避難誘導體制の 整備 | <p>2（1）～（2）（略） （3）避難誘導體制の確立 ア 状況判断基準等の確立 （略） なお、過去の災害を踏まえ、<u>適切に避難行動がとられるよう、平成28年12月から避難情報の名称が変更（「避難指示→避難指示（緊急）」、「避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始」）</u>、運用を開始したことから、市民や要配慮者利用施設の管理者等等に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動が確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。</p> <p>さらに、市は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じ、<u>5段階の警戒レベル</u>により提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">屋内での待避等の指示</td> <td style="padding: 5px;">避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を指示する。</td> </tr> </table> | 屋内での待避等の指示 | 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、「 <u>近隣の安全な場所</u> 」への移動又は「 <u>屋内安全確保</u> 」を指示する。 | <p>2（1）～（2）（略） （3）避難誘導體制の確立 ア 状況判断基準等の確立 （略） なお、過去の災害を踏まえ、<u>高齢者等の避難の実行性を確保し、避難勧告と避難指示の違いを十分に理解いただけるよう、災害対策基本法を一部改正し、令和3年5月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）</u>、運用を開始したことから、市民や要配慮者利用施設の管理者等に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動が確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。</p> <p>さらに、市は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じ、<u>4段階の警戒レベル</u>により提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">緊急安全確保</td> <td style="padding: 5px;">避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、<u>事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</u></td> </tr> </table> | 緊急安全確保 | 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、 <u>事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 ・文言の修正（災害対策基本法の改正内容の反映） ・語句の適正化 |
| 屋内での待避等の指示 | 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、「 <u>近隣の安全な場所</u> 」への移動又は「 <u>屋内安全確保</u> 」を指示する。 | | | | | | | | | |
| 緊急安全確保 | 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、 <u>事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</u> | | | | | | | | | |
| 54 | 100 (106) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第3 避難誘導體制の 整備 | <p>2（1）～（2）（略） （3）避難誘導體制の確立 ア～エ（略） オ 情報伝達体制等の充実 (ア) <u>避難勧告等の判断マニュアル等の充実</u> 防災対応や避難誘導に係る行動ルールについて、国の「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」や県の「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」を参考に「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」等を整備し、避難の判断基準、避難誘導方法、避難所等への情報提供、広報、情報伝達体制等の充実を図る。また、<u>避難勧告等の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令できるよう、必要により県に助言を求める。</u> (イ)（略）</p> | <p>2（1）～（2）（略） （3）避難誘導體制の確立 ア～エ（略） オ 情報伝達体制等の充実 (ア) <u>避難指示等の判断マニュアル等の充実</u> 防災対応や避難誘導に係る行動ルールについて、国の「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」や県の「<u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u>」を参考に「<u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u>」等を整備し、避難の判断基準、避難誘導方法、避難所等への情報提供、広報、情報伝達体制等の充実を図る。また、<u>避難指示等の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令できるよう、必要により県に助言を求める。</u> (イ)（略）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・文言の修正（災害対策基本法の改正内容の反映） ・語句の適正化 | | | | |
| 55 | 100 (106) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第4 避難所の開設・ 運営体制の整備 | <p>1 避難所の開設・運営体制 (1) 避難所の開設・運営マニュアルの作成 市は、「<u>避難所の設置・運営マニュアル（感染症対策編含む）</u>」並びに「<u>福祉避難所の設置・運営マニュアル</u>」等の整備を推進する。（略） (2)～（4）（略）</p> | <p>1 避難所の開設・運営体制 (1) 避難所の開設・運営マニュアルの作成 市は、「<u>避難所開設・運営マニュアル（感染症対策編含む）</u>」並びに「<u>福祉避難所運営マニュアル</u>」等を整備（<u>削除</u>）する。（略） (2)～（4）（略）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 ・所要の修正 | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|---------------------------------------|---------------------------------|---|--|--|
| 56 | 100 (107) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第4 避難所の開設・ 運営体制の整備 | <p>2 要配慮者対策</p> <p>(1) 福祉避難所の確保</p> <p>ア 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、一般の避難所では生活することが困難な障がい者（追加）等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等、必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。（追加）</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> | <p>2 要配慮者対策</p> <p>(1) 福祉避難所の確保</p> <p>ア 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等、必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努める。併せて、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。加えて、停電時において、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R4.6修正、R5.5修正）等による修正 ・所要の修正 |
| 57 | 100 (108) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第4 避難所の開設・ 運営体制の整備 | <p>2 要配慮者対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。この場合、秋田県<u>災害医療救護計画</u>、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。</p> <p>また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> | <p>2 要配慮者対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。この場合、秋田県<u>災害医療救護活動計画</u>、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。</p> <p>また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 |
| 58 | 103 (109) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画 | 第6 <u>被災者支援の仕 組みの整備等</u> | <p><u>(新設)</u></p> | <p>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、県は、市における被災者支援の仕組みづくり等への支援に努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R5.5修正）等による修正 |
| 59 | 104 (110) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第22節 医療計画 | 第1 計画の方針 | <p>(略)</p> <p>さらに、医療救護及び救護所の機能を十分発揮するため、秋田県<u>災害医療救護計画</u>に基づき、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">21</p> | <p>(略)</p> <p>さらに、医療救護及び救護所の機能を十分発揮するため、秋田県<u>災害医療救護活動計画</u>に基づき、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。</p> <p>(略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|---------------------------------------|---------------------|---|--|-----------------------------------|
| 60 | 104 (110) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第22節 医療計画 | 第2 初期医療体制の 整備 | 3 災害医療救護計画 市は、「 災害医療救護計画 」と整合する「市災害医療救護計画」（仮称）を策定する。 （略） （1）市（追加）医療救護計画（仮称）では、避難所の配置と併せ救護所の適切な配置計画を策定する。 （2）～（8）（略） | 3 災害医療救護計画 市は、「 災害医療救護活動計画 」と整合する「市災害医療救護計画」（仮称）を策定する。 （略） （1）市災害医療救護計画（仮称）では、避難所の配置と併せ救護所の適切な配置計画を策定する。 （2）～（8）（略） | ・ 所要の修正 |
| 61 | 105 (112) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第22節 医療計画 | 第4 広域的救護活動 | 3 連携体制の整備 （略） （1） 県災害医療対策本部 への要請 災害の種類や規模に応じ、市で対応が困難な場合は、 県災害医療対策本部 に対し、必要な医療支援を求める。特に、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。 （2）（略） | 3 連携体制の整備 （略） （1） 県保健医療福祉調整本部 への要請 災害の種類や規模に応じ、市で対応が困難な場合は、 県保健医療福祉調整本部 に対し、必要な医療支援を求める。特に、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。 （2）（略） | ・ 防災基本計画（R5.5修正）等による修正 ・ 文言の修正 |
| 62 | 106 (112) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第22節 医療計画 | 第4 広域的救護活動 | 4 地域災害医療対策本部 の設置 （1） 地域災害医療対策本部 市は、県が被災二次医療圏ごとの医療活動支援のため設置する「 地域災害医療対策本部 」との連携を推進する。 （2） 地域災害医療コーディネーター ア 地域災害医療対策本部 に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。 イ 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、 地域災害医療対策本部 に地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。 ウ～オ（略） （3） 災害医療センターの配置 ア 基幹災害医療センター （ア）秋田大学医学部附属病院を基幹災害医療センターに指定する。 （イ）災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研究、教育活動を行う。 イ 地域災害医療センター （ア）二次医療圏の災害拠点病院を地域災害医療センターに指定する。 （イ）災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研修、訓練を行う。 （ウ） 地域災害医療センターの配置は次のとおりとする。 （表） | 4 地域保健医療福祉調整本部 の設置 （1） 地域保健医療福祉調整本部 市は、県が被災二次医療圏ごとの医療活動支援のため設置する「 地域保健医療福祉調整本部 」との連携を推進する。 （2） 災害医療コーディネートチーム ア 地域保健医療福祉調整本部 に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。 イ 地域コーディネーターと連絡を図り、災害医療に関する調整等を行うため、 地域保健医療福祉調整本部 に地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。 ウ～オ（略） （3）（削除） （表）（削除） | ・ 防災基本計画（R5.5修正）等による修正 ・ 所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|-------------------|---|--|---|
| 63 | 107 (113) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第1 計画の方針 | <p>災害発生時においては、自力で避難することが困難な高齢者、児童、生徒、障がい者や日本での災害情報が理解しにくい外国人及び地理の不案内な旅行者等、何らかの介助支援を必要とする方々等「要配慮者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が重要である。</p> <p>このため、市は要配慮者の支援業務を的確に行うため、医療機関および社会福祉施設などの関係機関と協力し、情報の収集伝達、避難誘導及び避難生活などに関する避難支援プランの作成をしている。（「男鹿市災害時要援護者避難支援プラン」を平成22年10月に作成）今後必要に応じプランの見直しを行うとともに、平常時から地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者の実態を把握し実情に応じた支援対策の確立に努める。</p> <p>また、関係機関との連携などにより、在日・訪日外国人や旅行者等の円滑な避難誘導等、安全な確保対策に努める。</p> | <p>災害発生時においては、自力で避難することが困難な高齢者、児童生徒、障がい者や日本での災害情報が理解しにくい外国人及び地理の不案内な旅行者等、何らかの介助支援を必要とする方々等「要配慮者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が重要である。</p> <p>このため、市は要配慮者の支援業務を的確に行うため、医療機関および社会福祉施設などの関係機関と協力し、（削除）平常時から地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者の実態を把握し実情に応じた支援対策の確立に努める。</p> <p>また、関係機関との連携などにより、在日・訪日外国人や旅行者等の円滑な避難誘導等、安全な確保対策に努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正内容の反映 ・所要の修正 |
| 64 | 107 (113) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第2 要配慮者避難支援プラン | <p>1 基本的な考え方 (1)～(2) (略) (3) 市は、（追加）避難行動要支援者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成し電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、本人の同意のもと個別の具体的な支援計画を策定しておくことが必要であること。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、収集した個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報保護法を遵守するとともに、市・町内会及び民生委員、自主防災組織、避難支援等の実施に携わる関係機関等と情報を共有し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図り、災害時に備える。</p> <p>（追加）</p> <p>(4) (略)</p> <p>（新設）</p> | <p>1 基本的な考え方 (1)～(2) (略) (3) 市は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成し電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、本人の同意のもと個別の具体的な支援計画を策定しておくことが必要であること。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、収集した個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律及び各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、市・町内会及び民生委員、自主防災組織、避難支援等の実施に携わる関係機関等と情報を共有し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図り、災害時に備える。</p> <p>さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>（5）市は、避難支援にあたっては、地域性への配慮が必要であること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R5.5修正）等による修正 ・文言の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|-------------------------|------------|--|--|
| 65 | 110 (116) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第3 個別避難計画の 作成と活用等 | (新設) | <p>1 個別避難計画の作成と活用</p> <p>(1) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(2) 市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> | <p>・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （個別避難計画の作成と活用）</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|---------------------|------------|--|---|
| 66 | 110 (117) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第3 個別避難計画の作成と活用等 | (新設) | <p>1 個別避難計画の作成と活用 (1)～(3) (略) (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 (5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 (6) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>2 個別避難計画作成に係る支援 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。 秋田地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</p> | ・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 |
| 67 | 110 (117) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第4 避難直後の救出・救助 | (略) | (略) | ・所要の整備 |
| 68 | 110 (117) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第5 避難に関する配慮 | 5 (新設) | <p>5 避難行動要支援者の避難支援と安否確認 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</p> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （個別避難計画の作成と活用） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|--|---|--|--|
| 69 | 111 (118) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第6 要配慮者利用施設における体制の整備 | 1 体制の整備 (略) また、食料、飲料水、生活必需品及び常備薬等の確保に留意する。 <u>(追加)</u> | 1 体制の整備 (略) また、食料、飲料水、生活必需品及び常備薬等の確保に留意する。 <u>加えて、非常用電源の整備と最低3日間の事業継続が可能となるよう、稼働に必要な燃料の備蓄に努める。</u> | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 70 | 112 (119) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第7 外国人及び旅行者等の安全確保対策 | (略) 1 的確な情報伝達のための防災環境づくり 市及び関係機関は、訪日外国旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。 <u>また、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。</u> <u>(追加)</u> | (略) 1 的確な情報伝達のための防災環境づくり 市及び関係機関は、訪日外国旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。 <u>また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</u> | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 ・所要の整備 |
| 71 | 113 (120) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画 | 第8 土砂災害、浸水想定区域内における警戒避難体制の整備 | 1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備 (略) また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の2の規定により、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。なお、作成した計画及び訓練の実施については市長に報告する。市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 <u>(追加)</u> | 1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備 (略) また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の3の規定により、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。なお、作成した計画及び訓練の実施については市長に報告する。市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 <u>併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 |
| 72 | 113 (122) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第24節 ボランティア活動との調整計画 | 第1 計画の方針 | (略) このため、市は支援を要する業務や受入れ体制などを具体的に定めた災害受援計画のもと、 <u>関係機関と連携して、災害時に効果的なボランティアの受入れ体制の構築や、活動ができる環境の整備に努める。</u> | (略) このため、市は支援を要する業務や受入れ体制などを具体的に定めた災害受援計画のもと、 <u>住民、支援団体等と連携・協働して、災害時に効果的なボランティア活動ができる環境の整備に努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 (災害ボランティアに係る環境整備) |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|---|-------------------|---|--|--|
| 73 | 114 (123) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第24節 ボランティア活動との調整計画 | 第6 災害ボランティア活動への支援 | 1 活動拠点の整備 <u>（追加）</u> 市は、 <u>（追加）</u> ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管・宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。 (略) | 1 活動拠点の整備 <u>原則として市は、NPO・ボランティア等と連携し、</u> ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管・宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。 (略) | ・防災基本計画（R3.5修正、R4.6修正）等による修正 （災害ボランティアに係る環境整備の推進） ・所要の修正 |
| 74 | 114 (123) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第24節 ボランティア活動との調整計画 | 第6 災害ボランティア活動への支援 | 2 <u>災害ボランティア活動の環境整備</u> 市は災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体等と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、 <u>（追加）</u> ボランティアのネットワーク化、 <u>（追加）</u> 活動資機材の整備に努める <u>（追加）</u> 。 さらに <u>（追加）</u> 市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、平常時の登録、 <u>（追加）</u> 被災者ニーズ等の情報提供方策等について <u>（追加）</u> 意見交換を行う情報共有会議等の準備・強化を推進するものとする。 <u>（追加）</u> 3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成 (略) 市は、男鹿市社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める <u>（追加）</u> 。 | 2 <u>活動環境の整備等</u> 市は災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体等と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、 <u>NPO・ボランティア団体等のリーダーの育成、</u> ボランティアのネットワーク化、 <u>訓練、</u> 活動資機材の整備に努めるとともに、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、その活動環境の整備を図る。</u> さらに <u>災害ボランティアの活動環境として、</u> 市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、平常時の登録、 <u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、</u> 被災者ニーズ等の情報提供方策等について <u>整備を推進するとともに、そのための</u> 意見交換を行う情報共有会議等の準備・強化を推進するものとする。 <u>併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討する。</u> 3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成 (略) 市は、男鹿市社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める <u>ほか、災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、現地災害ボランティアセンターを運営する者（男鹿市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に、現地災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記するなど、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正、R4.6修正）等による修正 （災害ボランティアに係る環境整備の推進） ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|---------------|---|--|--|
| 75 | 115 (125) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第25節 広域応援体制の整備計画 | 第1 計画の方針 | <p>大規模な災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、同時に隣接する市町村も大きな被害を受ける可能性もある。このことから、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことや、被災を<u>受けていない</u>市町村等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があるため、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、<u>(追加)</u>人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>また、(追加)</u>委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> | <p>大規模な災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、同時に隣接する市町村も大きな被害を受ける可能性もある。このことから、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことや、被災を<u>して</u><u>いない</u>市町村等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があるため、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、<u>執務スペース</u>、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。</p> <p><u>また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。加えて、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p><u>さらに、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との協定の締結や、応援職員派遣制度の活用方法の習熟、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> | <p>・防災基本計画（R2.5修正、R3.5修正）等による修正 （建設業団体等との災害協定の締結の推進）</p> |
| 76 | 120 (129) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第26節 食料、飲料水及び生活物資の確保 | 第2 基本的な考え方 | <p>1 対策 (1) (略) (2) 流通備蓄 食品及び生活必需物資等については、物資の性格上流通備蓄を基本とし、<u>民間事業者との協定に基づき調達するほか、さらなる協定を締結するなど、その調達体制に努める。</u></p> <p>(3) <u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 市民の備蓄 (略)</p> | <p>1 対策 (1) (略) (2) 流通備蓄 食品及び生活必需物資等については、物資の性格上流通備蓄を基本とし、<u>必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制整備に努める。加えて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備</u> 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。</p> <p><u>(4)</u> 市民の備蓄 (略)</p> | <p>・防災基本計画（R2.5修正）等による修正</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|------------------|---|---|-----------------------------------|
| 77 | 121 (131) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第26節 食料、飲料水及び生活物資の確保 | 第5 飲料水、食料、医薬品の確保 | 1 対策 (1)～(2) (略) (3) 医薬品 医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。 (略) (4) (略) (5) 非常用発電機 <u>(追加)</u> の燃料確保 市は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機 <u>(追加)</u> による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。 (6) (略) | 1 対策 (1)～(2) (略) (3) 医薬品 医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護活動計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。 (略) (4) (略) (5) 非常用発電機 <u>等</u> の燃料確保 市は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機 <u>等</u> による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。 (6) (略) | ・ 所要の修正 |
| 78 | 125 (134) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第27節 防災拠点整備計画 | 第3 防災拠点施設等の整備促進 | 5 大規模停電対策 (1) <u>避難所、公共施設等への非常用電源(追加)</u> の整備 (追加) 市及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する <u>(追加)</u> 。 なお、 <u>(追加)</u> 整備にあたっては、次の点に留意する。 ア～ウ (略) (2) 避難所 市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。 <u>(追加)</u> | 5 大規模停電対策 (1) 非常用電源 <u>等</u> の整備と燃料の確保 市及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する <u>ほか、燃料の備蓄等に努める。</u> なお、 <u>設備</u> の整備にあたっては、次の点に留意する。 ア～ウ (略) (2) 避難所 市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。 <u>また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u> | ・ 防災基本計画（R4.6修正）等による修正 ・ 所要の修正 |
| 79 | 125 (134) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第27節 防災拠点整備計画 | 第3 防災拠点施設等の整備促進 | 5 大規模停電対策 (1)～(3) (略) (4) <u>(新設)</u> (4) <u>福祉・医療施設</u> 施設管理者は、非常用電源の整備に努める。 <u>(追加)</u> (5) <u>大規模停電を想定した訓練の実施</u> (略) | 5 大規模停電対策 (1)～(3) (略) (4) <u>応急対策実施機関</u> 市は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 (5) <u>医療・福祉施設</u> 施設管理者は、非常用電源の整備に努める。 <u>また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。</u> (6) <u>大規模停電を想定した訓練の実施</u> (略) | ・ 所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|--|---|---|--|-----------------------|------|------|-----|-----------|------|-----|-----|-----|----------|------|-----|-----|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|----|----|------|------|-----|-----------|------|-----|-----|-----|----------|------|-----|-----|-----|----------|------|-------------------------------------|---|--|--------|
| 80 | 129 (139) | 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第29節 放射線災害予防計画 | 第2 環境モニタリングの強化 | 1 (略) 2 <u>(新設)</u> 2 放射性物質に係る情報提供及び健康相談 (略) | 1 (略) 2 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u> 市は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、OILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した者を対象に、避難所等への到着後、甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。 3 放射性物質に係る情報提供及び健康相談 (略) | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 130 (140) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画 | 第1 計画の方針 | 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するため、 <u>(追加)</u> 災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。 | 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するため、 <u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、</u> 災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。 | ・防災基本計画の反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 82 | 132 (142) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害予防計画 第1節 活動体制計画 | 第3 男鹿市災害対策本部等 | 1 設置及び廃止基準 (1) (略) (2) 設置基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>動員</th> <th>設置基準</th> <th>主要業務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿市災害対策本部</td> <td>第2動員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市災害警戒部</td> <td>第1動員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 動員 | 設置基準 | 主要業務 | 構成員 | 男鹿市災害対策本部 | 第2動員 | (略) | (略) | (略) | 男鹿市災害警戒部 | 第1動員 | (略) | (略) | (略) | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | 1 設置及び廃止基準 (1) (略) (2) 設置基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>動員</th> <th>設置基準</th> <th>主要業務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿市災害対策本部</td> <td>第3動員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市災害警戒部</td> <td>第2動員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市警戒準備室</td> <td>第1動員</td> <td>1. 災害が発生するおそれがあり、災害対策上特に必要があると認めた場合</td> <td>1. 気象情報、警報等の受理伝達 2. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施</td> <td>室長 部長 副室長 危機管理課長 部員 災害対策警戒部を構成する指名職員</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 動員 | 設置基準 | 主要業務 | 構成員 | 男鹿市災害対策本部 | 第3動員 | (略) | (略) | (略) | 男鹿市災害警戒部 | 第2動員 | (略) | (略) | (略) | 男鹿市警戒準備室 | 第1動員 | 1. 災害が発生するおそれがあり、災害対策上特に必要があると認めた場合 | 1. 気象情報、警報等の受理伝達 2. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施 | 室長 部長 副室長 危機管理課長 部員 災害対策警戒部を構成する指名職員 | ・所要の修正 |
| 名称 | 動員 | 設置基準 | 主要業務 | 構成員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市災害対策本部 | 第2動員 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市災害警戒部 | 第1動員 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 動員 | 設置基準 | 主要業務 | 構成員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市災害対策本部 | 第3動員 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市災害警戒部 | 第2動員 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市警戒準備室 | 第1動員 | 1. 災害が発生するおそれがあり、災害対策上特に必要があると認めた場合 | 1. 気象情報、警報等の受理伝達 2. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施 | 室長 部長 副室長 危機管理課長 部員 災害対策警戒部を構成する指名職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------------------|--|------------------|---|-------------------|------|------|------|--------|-------|---------|----------------|----------|---------|------------|---------|----------------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------------|---------------------------|------------|---------------------------|---------|---------------------------|--|-----|--|-------------------|------|--------|-----|--------|--------|----------------|-----------------------|----------|---------|--------------|----------------|-----------------------------|----------------|--------|-------|----------------|-------|-------------------|---------------------------|---------|---------------------------|--------|---------------------------|--------------------------------|-----|--------|
| 83 | 133 (143) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害予防計画 第1節 活動体制計画 | 第3 男鹿市災害対策本部等 | 2 災害対策本部機能の代替 (1) 職務権限の代行 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr><th>区分</th><th>第1順位</th><th>第2順位</th><th>第3順位</th></tr> <tr><td>災害対策本部</td><td>市長</td><td>副市長</td><td>総務企画部長</td></tr> <tr><td>災害対策警戒部</td><td>副市長</td><td>総務企画部長</td><td>部長職より互選</td></tr> <tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> </table> (2) 災害対策本部機能の代替 災害発生時に本部の設置が困難となった場合、代替施設を指定する。 市役所に被害があった場合、 <u>(追加)</u> ①サンワーク男鹿、②男鹿市総合体育館に災害対策本部を設置する。 なお、通信の確保、本部会議等の開催が可能な施設を優先的に選定する。 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr><th>災害対策本部</th><th><u>(追加)</u></th><th>①代替施設</th><th>②代替施設</th></tr> <tr><td>男鹿市役所(会議室)</td><td><u>(追加)</u></td><td>サンワーク男鹿</td><td>男鹿市総合体育館</td></tr> </table> | 区分 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 | 災害対策本部 | 市長 | 副市長 | 総務企画部長 | 災害対策警戒部 | 副市長 | 総務企画部長 | 部長職より互選 | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | 災害対策本部 | <u>(追加)</u> | ①代替施設 | ②代替施設 | 男鹿市役所(会議室) | <u>(追加)</u> | サンワーク男鹿 | 男鹿市総合体育館 | 2 災害対策本部機能の代替 (1) 職務権限の代行 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr><th>区分</th><th>第1順位</th><th>第2順位</th><th>第3順位</th></tr> <tr><td>災害対策本部</td><td>市長</td><td>副市長</td><td>総務企画部長</td></tr> <tr><td>災害対策警戒部</td><td>副市長</td><td>総務企画部長</td><td>部長職より互選</td></tr> <tr><td>警戒準備室</td><td>総務企画部長</td><td>危機管理課長</td><td>危機管理課主幹</td></tr> </table> (2) 災害対策本部機能の代替 災害発生時に本部の設置が困難となった場合、代替施設を指定する。 市役所に被害があった場合、 ①若美支所 、②サンワーク男鹿、③男鹿市総合体育館に災害対策本部を設置する。 なお、通信の確保、本部会議等の開催が可能な施設を優先的に選定する。 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr><th>災害対策本部</th><th>①代替施設</th><th>②代替施設</th><th>③代替施設</th></tr> <tr><td>男鹿市役所(会議室)</td><td>若美支所</td><td>サンワーク男鹿</td><td>男鹿市総合体育館</td></tr> </table> | 区分 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 | 災害対策本部 | 市長 | 副市長 | 総務企画部長 | 災害対策警戒部 | 副市長 | 総務企画部長 | 部長職より互選 | 警戒準備室 | 総務企画部長 | 危機管理課長 | 危機管理課主幹 | 災害対策本部 | ①代替施設 | ②代替施設 | ③代替施設 | 男鹿市役所(会議室) | 若美支所 | サンワーク男鹿 | 男鹿市総合体育館 | ・文言の修正 | | | | |
| 区分 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 市長 | 副市長 | 総務企画部長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策警戒部 | 副市長 | 総務企画部長 | 部長職より互選 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | <u>(追加)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | <u>(追加)</u> | ①代替施設 | ②代替施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市役所(会議室) | <u>(追加)</u> | サンワーク男鹿 | 男鹿市総合体育館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 市長 | 副市長 | 総務企画部長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策警戒部 | 副市長 | 総務企画部長 | 部長職より互選 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒準備室 | 総務企画部長 | 危機管理課長 | 危機管理課主幹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | ①代替施設 | ②代替施設 | ③代替施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市役所(会議室) | 若美支所 | サンワーク男鹿 | 男鹿市総合体育館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 84 | 136 (144) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害予防計画 第1節 活動体制計画 | 第3 男鹿市災害対策本部等 | 3 災害対策本部の組織編成及び事務分掌 (1) 組織編成 男鹿市災害対策本部組織編成表 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%;">【市民福祉部】 市民福祉部長</td> <td rowspan="2" style="width: 5%;">救助班</td> <td style="width: 15%;">福祉課長</td> <td style="width: 15%;">福祉課</td> </tr> <tr> <td>生活環境課長</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>健康子育て課長</td> <td>各出張所 健康子育て課</td> </tr> <tr> <td>介護サービス課長</td> <td>介護サービス課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">衛生班 清掃班</td> <td>健康子育て課長</td> <td>地域包括支援センター 健康子育て課</td> </tr> <tr> <td>生活環境課長</td> <td>生活環境課</td> </tr> </table> (2) 事務分掌 災害対策本部業務分担表 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr><th>部</th><th>班名 (班長となる者)</th><th>業務内容</th></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">市民福祉部 (市民福祉部長)</td><td style="text-align: center;">救助班 (健康子育て課長)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">衛生班 (健康子育て課長)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長)</td><td style="text-align: center;">文化スポーツ班 (文化スポーツ課)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> | 【市民福祉部】 市民福祉部長 | 救助班 | 福祉課長 | 福祉課 | 生活環境課長 | 生活環境課 | 健康子育て課長 | 各出張所 健康子育て課 | 介護サービス課長 | 介護サービス課 | 衛生班 清掃班 | 健康子育て課長 | 地域包括支援センター 健康子育て課 | 生活環境課長 | 生活環境課 | 部 | 班名 (班長となる者) | 業務内容 | 市民福祉部 (市民福祉部長) | 救助班 (健康子育て課長) | (略) | 衛生班 (健康子育て課長) | (略) | 観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長) | 文化スポーツ班 (文化スポーツ課) | (略) | 3 災害対策本部の組織編成及び事務分掌 (1) 組織編成 男鹿市災害対策本部組織編成表 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%;">【市民福祉部】 市民福祉部長</td> <td rowspan="2" style="width: 5%;">救助班</td> <td style="width: 15%;">福祉課長</td> <td style="width: 15%;">福祉課</td> </tr> <tr> <td>生活環境課長</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>子育て健康課長</td> <td>各出張所 子育て健康課</td> </tr> <tr> <td>介護サービス課長</td> <td>介護サービス課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">衛生班 清掃班</td> <td>子育て健康課長</td> <td>地域包括支援センター 子育て健康課</td> </tr> <tr> <td>生活環境課長</td> <td>生活環境課</td> </tr> </table> (2) 事務分掌 災害対策本部業務分担表 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr><th>部</th><th>班名 (班長となる者)</th><th>業務内容</th></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">市民福祉部 (市民福祉部長)</td><td style="text-align: center;">救助班 (子育て健康課長)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">衛生班 (子育て健康課長)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長)</td><td style="text-align: center;">文化スポーツ班 (文化スポーツ課長)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> | 【市民福祉部】 市民福祉部長 | 救助班 | 福祉課長 | 福祉課 | 生活環境課長 | 生活環境課 | 子育て健康課長 | 各出張所 子育て健康課 | 介護サービス課長 | 介護サービス課 | 衛生班 清掃班 | 子育て健康課長 | 地域包括支援センター 子育て健康課 | 生活環境課長 | 生活環境課 | 部 | 班名 (班長となる者) | 業務内容 | 市民福祉部 (市民福祉部長) | 救助班 (子育て健康課長) | (略) | 衛生班 (子育て健康課長) | (略) | 観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長) | 文化スポーツ班 (文化スポーツ課長) | (略) | ・文言の修正 |
| 【市民福祉部】 市民福祉部長 | 救助班 | 福祉課長 | 福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生活環境課長 | 生活環境課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康子育て課長 | 各出張所 健康子育て課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 介護サービス課長 | 介護サービス課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 衛生班 清掃班 | 健康子育て課長 | 地域包括支援センター 健康子育て課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生活環境課長 | 生活環境課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 | 班名 (班長となる者) | 業務内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民福祉部 (市民福祉部長) | 救助班 (健康子育て課長) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 衛生班 (健康子育て課長) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長) | 文化スポーツ班 (文化スポーツ課) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【市民福祉部】 市民福祉部長 | 救助班 | 福祉課長 | 福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生活環境課長 | 生活環境課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子育て健康課長 | 各出張所 子育て健康課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 介護サービス課長 | 介護サービス課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 衛生班 清掃班 | 子育て健康課長 | 地域包括支援センター 子育て健康課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生活環境課長 | 生活環境課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 | 班名 (班長となる者) | 業務内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民福祉部 (市民福祉部長) | 救助班 (子育て健康課長) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 衛生班 (子育て健康課長) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長) | 文化スポーツ班 (文化スポーツ課長) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|---------------|---|--|---|
| 85 | 145 (154) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第2節 動員計画 | 第2 職員の動員 | <u>4（新設）</u> | <u>4 体制の整備</u> 市は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織体制の整備に努める。 なお、県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、県及び市町村の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、併せて、市町村の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （災害対応経験者のリスト化による人材確保、建設企業の担い手の確保・育成） （感染症の自宅療養者の避難確保） |
| 86 | 146 (156) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第3節 相互応援協力計画 | 第1 計画の方針 | 災害応急対策活動の万全を期するためには、関係機関相互に応援協力することが重要である。このため、災害対策基本法や各種協定に基づき、関係機関や団体に対し応援を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期す。 <u>（追加）</u> | 災害応急対策活動の万全を期するためには、関係機関相互に応援協力することが重要である。このため、災害対策基本法や各種協定に基づき、関係機関や団体に対し応援を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期す。 また、県は、国の「現地対策本部」が設置される時は当該設置場所について便宜を図るほか、県の「災害対策本部」は国の「現地対策本部」等と連携して対策に当たる。 なお、国が、現地において、関係省庁、県、市町村、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、県は、被災市町村等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努める。 また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、県及び市町村は、必要となる連携に努める。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 87 | 147 (157) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第3節 相互応援協力計画 | 第3 職員の派遣要請 | <u>4（新設）</u> | <u>4 感染症対策</u> 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （被災自治体への応援職員等の感染症対策） （感染症対策のための応援職員等の執務スペースの適切な確保等） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | |
|-------------|---|--|-------------------------|--|--|---|-------------|--|--|--------|---|-------------|--|--------|
| 88 | 151 (161) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第4節 自衛隊の 災害派遣要請計画 | 第4 派遣部隊の任務 | 1～8（略） 9 給水・炊き出し 10 <u>(新設)</u> 10 救援物資の無償貸付又は譲与 11 危険物の保安及び除去 12 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての必要な措置 | 1～8（略） 9 <u>給食</u> ・給水 10 <u>入浴支援</u> 11 救援物資の無償貸付又は譲与 12 危険物の保安及び除去 13 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての必要な措置 | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 | | | | | | | | |
| 89 | 154 (164) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第5節 気象予報・警報等 伝達計画 | 第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準 | 1 秋田地方気象台から発表される種類及び基準は、資料編「気象予警報等の発表基準」による。 <u>(追加)</u> | 1 秋田地方気象台から発表される種類及び基準は、資料編「気象予警報等の発表基準」による。 <u>土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることもある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u> | ・文言の適正化 ・所要の修正 | | | | | | | | |
| 90 | 155 (165) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第5節 気象予報・警報等 伝達計画 | 第3 火災警報 | (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">警報発令基準</td> <td>1. <u>最少湿度40%以下で、実効湿度が65%以下の見込みのとき</u> 2. <u>実効湿度が70%以下で、平均風速8m/s以上の見込みのとき</u> 3. <u>平均風速沿岸12m/s以上の見込みのとき</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">周知方法 対 策</td> <td>1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等 1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話</td> </tr> </table> | 警報発令基準 | 1. <u>最少湿度40%以下で、実効湿度が65%以下の見込みのとき</u> 2. <u>実効湿度が70%以下で、平均風速8m/s以上の見込みのとき</u> 3. <u>平均風速沿岸12m/s以上の見込みのとき</u> | 周知方法 対 策 | 1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等 1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話 | (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">警報発令基準</td> <td>1 <u>火災気象通報【乾燥】</u> 以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。 ① <u>最小湿度40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合</u> ② <u>実効湿度70%以下、平均風速 10m/s以上が予想される場合</u> 2 <u>火災気象通報【強風】</u> 以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水（降雪を含む）時は通報しないことがある。 <u>平均風速12m/s以上が予想される場合</u> 3 <u>火災気象通報【乾燥・強風】</u> <u>火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準を共に満たす場合</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">周知方法 対 策</td> <td>1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等 1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話</td> </tr> </table> | 警報発令基準 | 1 <u>火災気象通報【乾燥】</u> 以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。 ① <u>最小湿度40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合</u> ② <u>実効湿度70%以下、平均風速 10m/s以上が予想される場合</u> 2 <u>火災気象通報【強風】</u> 以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水（降雪を含む）時は通報しないことがある。 <u>平均風速12m/s以上が予想される場合</u> 3 <u>火災気象通報【乾燥・強風】</u> <u>火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準を共に満たす場合</u> | 周知方法 対 策 | 1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等 1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話 | ・所要の修正 |
| 警報発令基準 | 1. <u>最少湿度40%以下で、実効湿度が65%以下の見込みのとき</u> 2. <u>実効湿度が70%以下で、平均風速8m/s以上の見込みのとき</u> 3. <u>平均風速沿岸12m/s以上の見込みのとき</u> | | | | | | | | | | | | | |
| 周知方法 対 策 | 1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等 1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話 | | | | | | | | | | | | | |
| 警報発令基準 | 1 <u>火災気象通報【乾燥】</u> 以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。 ① <u>最小湿度40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合</u> ② <u>実効湿度70%以下、平均風速 10m/s以上が予想される場合</u> 2 <u>火災気象通報【強風】</u> 以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水（降雪を含む）時は通報しないことがある。 <u>平均風速12m/s以上が予想される場合</u> 3 <u>火災気象通報【乾燥・強風】</u> <u>火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準を共に満たす場合</u> | | | | | | | | | | | | | |
| 周知方法 対 策 | 1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等 1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話 | | | | | | | | | | | | | |
| 91 | 155 (166) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第5節 気象予報・警報等 伝達計画 | 第5 <u>特別警報避難の伝達</u> | <u>(新設)</u> | <u>特別警報は、重大な災害が発生するおそれ著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況で、住民は命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務づけられていることから、市は、あらゆる情報伝達手段を用いて迅速に伝達する。</u> | ・文言の適正化 ・所要の修正 (特別警報避難の伝達) | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|----------------|---|---|--|
| 92 | 158 (169) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害情報の収集、伝達計画 | 第3 情報の伝達等 | 1 (略) 2 防災関係機関との情報の共有化 市は、県、市町村及び関係機関と相互に情報の共有化を図るため、日ごろから防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努める。 <u>（追加）</u> 3 (略) | 1 (略) 2 防災関係機関との情報の共有化 市は、県、市町村及び関係機関と相互に情報の共有化を図るため、日ごろから防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努める。 <u>また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努める。</u> 3 (略) | ・防災基本計画（R2.5修正、R3.5修正）等による修正 （中央防災無線を活用した情報共有） （災害対応業務のデジタル化の推進） |
| 93 | 158 (170) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害情報の収集、伝達計画 | 第5 被害状況の調査 | 1～2 (略) 3 安否情報の収集・伝達 <u>（新設）</u> (略) | 1～2 (略) 3 安否情報の収集・伝達 <u>（1）安否不明者の情報収集と氏名等の公表</u> 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 <u>また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u> <u>（2）安否情報システムの活用</u> (略) | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 |
| 94 | 161 (172) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害情報の収集、伝達計画 | 第8 土砂災害警戒情報 | 1 土砂災害警戒情報 <u>県と秋田地方気象台が共同発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報である。</u> (略) | 1 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。</u> (略) | ・災害対策基本法の改正内容の反映 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|--------------|--|-----------------|--|--|----------------|
| 95 | 162 (174) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第1 計画の方針 | 市は、大雨、豪雪、雪崩等により孤立が想定される中山間集落または海岸集落などの調査を行い、計画的に実施する。 また、孤立予防対策として、道路・橋梁などの公共施設の改良、バイパスの整備、土砂災害や雪崩などの災害危険箇所の危険防止対策、 <u>（追加）</u> さらに通信施設の整備充実、生活備蓄物資の備蓄などの計画的な推進に努める。 <u>（追加）</u> | 市は、大雨、豪雪、雪崩等により孤立が想定される中山間集落または海岸集落などの調査を行い、計画的に実施する。 また、孤立予防対策として、道路・橋梁などの公共施設の改良、バイパスの整備、土砂災害や雪崩などの災害危険箇所の危険防止対策、 <u>海岸保全対策</u> 、さらに通信施設の整備充実、生活備蓄物資の備蓄などの計画的な推進に努める。 <u>なお、孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u> | ・能登半島地震を踏まえた修正 |
| 96 | 162 (174) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第2 交通路の確保 | （略） なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれた集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報の収集、連絡・支援体制を整備する <u>（追加）</u> 。 （略） | （略） なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれた集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報の収集、連絡・支援体制を整備するとともに、 <u>ヘリコプター、船舶による被災者の避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。</u> （略） | ・能登半島地震を踏まえた修正 |
| 97 | 163 (175) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第3 情報伝達手段の確保 | <u>（新設）</u> | <u>孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域のコミュニティセンターや被災者等との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u> <u>また、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</u> | ・能登半島地震を踏まえた修正 |
| 98 | 163 (175) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第4 通信手段の確保 | <u>（追加）</u> 電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の <u>整備</u> に努める。 （略） | <u>市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた場合は電気通信事業者と連携して速やかに施設の復旧に努める。</u> 電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の <u>確保</u> に努める。 （略） | ・能登半島地震を踏まえた修正 |
| 99 | 163 (175) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第5 電力の確保 | （略） | （略） | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|--|-------------------------|---|--|--|
| 100 | 163 (175) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第6 救急患者及び救 援物資の搬送 | (略) <u>(追加)</u> | (略) また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食 料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となる よう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。 | ・能登半島地震を 踏まえた修正 |
| 101 | 163 (176) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第7 災害救助物資の 備蓄 | 市は、災害により集落の孤立を想定し、災害救助物資の備 蓄に努める。 <u>(追加)</u> | 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の 時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や 過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活 必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資につ いてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される 賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対し ても物資等が提供されるよう努めるものとする。 | ・能登半島地震を 踏まえた修正 |
| 102 | 163 (176) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第7節 孤立地区対策計画 | 第8 し尿、ごみ処理 | (略) | (略) | ・所要の修正 |
| 103 | 169 (182) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第8節 通信運用計画 | 第6 通信施設の応急 復旧対策 | 3 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店施設 (1) (略) (2) 応急復旧対策 ア～イ (略) ウ 災害時における広報 (ア) (略) (イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行 うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により <u>直接被災地に周知する。</u> | 3 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店施設 (1) (略) (2) 応急復旧対策 ア～イ (略) ウ 災害時における広報 (ア) (略) (イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行 うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により <u>(削除) 周知する。</u> | ・所要の修正 |
| 104 | 170 (183) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第9節 広報計画 | 第4 住民に対する広 報の方法 | 1 広報の手段 <u>広報の実施にあたっては、情報の出所を、明確にして次の 方法によるが、災害の規模、態様に依りて最も有効と見られ る方法による。</u> (1)～(7) (略) | 1 広報の手段 広報については、情報の出所を明確にして次の方法による が、災害の規模、態様などに依り、最も有効な方法で実施す る。特に、 <u>停電や通信障害が発生した場合は、市民の情報取 得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するな ど、適切な方法により情報を提供する。</u> (1)～(7) (略) | ・防災基本計画 (R2.5修正)等 による修正 (通信障害発生時 等における生活支 援情報の発信) |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-------------------------|---|---|--|--|--|--|---|-----------------------------------|--|---|--------------|---------------------|-----------------------------------|--|---------------------------------|---|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| 105 | 171 (184) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第9節 広報計画 | 第4 住民に対する広報の方法 | 3 広報の内容 (略) (1)～(2) (略) (3) 避難勧告等 発令状況、避難者（避難行動要支援者など）、並びに避難所の開設・運営等に関すること (4)～(10) (略) (11) <u>(新設)</u> (11) 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること (12) 災害ボランティアの募集に関すること (13) その他留意事項 ア～オ (略) | 3 広報の内容 (略) (1)～(2) (略) (3) 避難指示等 発令状況、避難者（避難行動要支援者など）、並びに避難所の開設・運営等に関すること (4)～(10) (略) (11) <u>医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること</u> (12) 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること (13) 災害ボランティアの募集に関すること (14) その他留意事項 ア～オ (略) | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （被災者への生活関連情報の発信等） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 106 | 176 (189) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第2 避難情報の発表に関する実施の責任者 | 3 避難情報の種別 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">行動を居住者等に促す情報</th> <th style="width: 70%;">居住者等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 (注1) 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td><u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u></td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急） (注2)</td> <td><u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが高くて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。</u></td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 災害発生情報 (注3)</td> <td><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></td> </tr> </tbody> </table> | 行動を居住者等に促す情報 | 居住者等がとるべき行動 | 【警戒レベル3】 (注1) 避難準備・高齢者等避難開始 | <u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u> | 【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急） (注2) | <u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが高くて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。</u> | 【警戒レベル5】 災害発生情報 (注3) | <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u> | 3 避難情報の種別 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">行動を居住者等に促す情報</th> <th style="width: 70%;">発令される状況と居住者等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示 (注2)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 </td> </tr> </tbody> </table> | 行動を居住者等に促す情報 | 発令される状況と居住者等がとるべき行動 | 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | 【警戒レベル4】 避難指示 (注2) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 | 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | ・文言の修正 （災害対策基本法の改正内容の反映） |
| 行動を居住者等に促す情報 | 居住者等がとるべき行動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル3】 (注1) 避難準備・高齢者等避難開始 | <u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急） (注2) | <u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが高くて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル5】 災害発生情報 (注3) | <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行動を居住者等に促す情報 | 発令される状況と居住者等がとるべき行動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル4】 避難指示 (注2) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|---|-------|----|--|--|------|
| | | | | <p>（注1）「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府（防災担当）が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されている。</p> <p>（注2）<u>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令。津波は危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることから、基本的には避難指示（緊急）のみを発令することとなり、レベル区分になじまないため、伝達の際に「警戒レベル」を用いない。</u></p> <p>（注3）<u>災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> | <p>（注1）「<u>高齢者等避難</u>」は、災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、市長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。</p> <p>（注2）「<u>避難指示</u>」は、災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市長は警戒レベル4の避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。なお、津波については避難指示に警戒レベルを付さないこととしている。</p> <p>（注3）「<u>緊急安全確保</u>」は、災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市長は、指定緊急避難所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市長は警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。</p> | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|---------------------|---|--|--|
| 107 | 177 (190) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第3 避難の区分、警戒区域の設定 | <p>1 区分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>による避難 市長は、<u>避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、要配慮者避難支援プランの「個別計画」を基に、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所等）へ誘導・搬送する。</u></p> <p>(3) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>による避難 市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、<u>（追加）人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告又は避難指示（緊急）を行い、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立ち退きを促す。</u> また、災害発生情報については、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、居住者等に命を守るための最善の行動を促す。 なお、<u>避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置（「屋内安全確保」）をとるものとする。</u></p> | <p>1 区分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者等避難</u>による避難 市長は、<u>避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において危険な場所からの避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）を促す。</u></p> <p>(3) <u>避難指示</u>による避難 市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）を促す。</u></p> <p>また、災害発生情報については、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、居住者等に命を守るための最善の行動を促す。 なお、<u>（削除）土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置（「屋内安全確保」）をとるものとする。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5修正、R4.6修正）等による修正 ・文言の修正 ・災害対策基本法の改正内容の反映 |
| 108 | 177 (190) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第3 避難の区分、警戒区域の設定 | <p>1 区分</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (新設)</u></p> <p><u>(5) (新設)</u></p> | <p>1 区分</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 緊急安全確保による避難</u> 市長は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内での屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。</u></p> <p><u>(5) その他</u> 市は、<u>高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 （避難情報発令に関する気象防災アドバイザーの活用等） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|----------------------|--|--|--|
| 109 | 179 (193) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第5 避難所、避難者の誘導及び移送 | 2 避難誘導及び移送 (1) 避難誘導 市は、指定緊急避難場所、指定避難所等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図るほか、 <u>避難勧告</u> 等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべく避難行動がわかるように伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難者の誘導は、消防団が災害対策本部長の指示のもとで行うとともに、消防、警察等と連携・協力し、避難中の安全確保を図る。 (略) | 2 避難誘導及び移送 (1) 避難誘導 市は、指定緊急避難場所、指定避難所等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。 <u>加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。避難指示等</u> に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべく避難行動がわかるように伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難者の誘導は、消防団が災害対策本部長の指示のもとで行うとともに、消防、警察等と連携・協力し、避難中の安全確保を図る。 (略) | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 ・文言の修正（災害対策基本法の改正内容の反映） |
| 110 | 182 (195) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | 4 避難所従事者の執務要領 (1)～(9) (略) (10) あらかじめ作成した避難所設置・運営マニュアル等により、円滑な運営に努める。 <u>(追加)</u> (11) (略) | 4 避難所従事者の執務要領 (1)～(9) (略) (10) あらかじめ作成した避難所設置・運営マニュアル等により、円滑な運営に努める。 <u>また、新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努める。</u> (11) (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （避難所における避難者集中の回避） |
| 111 | 182 (196) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | 6 <u>女性等</u> の視点を取り入れた避難所 (1) 男女別ニーズの違いへの配慮 ア 避難所の開設当初から、男女別トイレ、 <u>(追加)</u> 物干し場、 <u>(追加)</u> 更衣室、授乳室及び <u>(追加)</u> 女性専用スペースを設ける。 <u>(追加)</u> 仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、 <u>(追加)</u> 最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。 イ (略) | 6 <u>多様な</u> 視点を取り入れた避難所 (1) 男女別ニーズの違いへの配慮 ア 避難所の開設当初から、男女別トイレ、 <u>女性専用</u> の物干し場、 <u>女性専用</u> の更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。 <u>また、これらの設置にあたっては、外から覗かれることの無いよう、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努める。</u> 仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、 <u>障害者、高齢者等に対する異性による介助利用やマイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。</u> イ (略) | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|------------------|---|--|---|
| 112 | 183 (197) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | <p>6 <u>女性等の</u>視点をとり入れた避難所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮 ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備や、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 避難所の運営管理 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営に専門性を有した（追加）外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。（追加）</p> <p>ア～ウ (略)</p> | <p>6 <u>多様な</u>視点をとり入れた避難所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮 ア～イ (略)</p> <p><u>ウ (削除)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 避難所の運営管理 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営に専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p><u>また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R4.6修正、R5.5修正）等による修正 （避難所における避難者集中の回避） ・重複標記の整理等 ・所要の修正 |
| 113 | 184 (197) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | <p>6 <u>女性等の</u>視点をとり入れた避難所</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (新設)</u></p> | <p>6 <u>多様な</u>視点をとり入れた避難所</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 女性や子供等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施する、防犯ブザーを配付する、（性）暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （女性等の視点をとり入れた避難所の運営管理） ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|------------------|--|--|--|
| 114 | 184 (198) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | 6 女性等の視点を取り入れた避難所 (1)～(4) (略) <u>(5) (新設)</u> | 6 多様な視点を取り入れた避難所 <u>(5) 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行う。</u> ・ <u>肢体不自由者</u> 車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等 ・ <u>聴覚障害者</u> 手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等 ・ <u>視覚障害者</u> 放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等 ・ <u>知的障害児者</u> 簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等 ・ <u>精神障害者</u> 状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等 ・ <u>発達障害児者</u> 本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等 ・ <u>高次脳機能障害者</u> 記憶障害や社会行動障害等、外見から判別しにくい症状もあるため、声かけや簡潔な説明を行う等 ・ <u>医療的ケアを必要とする人</u> 人工呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等 ・ <u>人工肛門・人工膀胱保有者</u> 同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （女性等の視点を取り入れた避難所の運営管理） ・所要の修正 |
| 115 | 184 (199) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | 7 避難生活の長期化への対応 ア 避難生活の改善 (略) 物資の調達及び供給にあたっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。 また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すほか、必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>簡易ベッド（追加）</u> 等の活用状況、 <u>（追加）</u> 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 イ (略) | 7 避難生活の長期化への対応 ア 避難生活の改善 (略) 物資の調達及び供給にあたっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。 また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すほか、必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>段ボールベッド、パーティション</u> 等の活用状況、 <u>食物アレルギーに配慮した食料の確保</u> 、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 イ (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （感染症対策に配慮した避難所の運営） （食物アレルギーを持つ方への配慮） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|----------------------------|--|---|--|
| 116 | 184 (199) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第6 避難所の開設及び運営 | 8 福祉避難所の設置等 (略) 市が、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（追加）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。 (追加) | 8 福祉避難所の設置等 (略) 市が、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。 市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るほか、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告する。 なお、市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 加えて、市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （指定避難所設置・維持の適否の検討、避難所におけるホテル・旅館等の活用） |
| 117 | 185 (200) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第7 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 | 市は、自主防災組織や民生委員等の協力を得て、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療（追加）サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略) | 市は、自主防災組織や民生委員等の協力を得て、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略) | ・所要の修正 |
| 118 | 185 (200) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第8 積雪による大規模滞留車両への支援 | (新設) | 道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。 | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 （積雪による大規模滞留車両の乗員への支援） |
| 119 | 185 (201) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第9 施設等の管理者の避難対策 | (略) | (略) | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|-------------------|------------|--|--|
| 120 | 186 (201) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第10 安否確認の情報の集約 | (略) | (略) | ・ 所要の修正 |
| 121 | 186 (202) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第11 広域避難 | 1（新設） | 1 体制の構築 市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 | ・ 防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （広域避難及び広域一時滞在に係る体制の構築） |
| 122 | 186 (202) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第11 広域避難 | 2（新設） | 2 広域避難の要請 市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、協定の相手方を持たない市町村や、相手方を持つ市町村であっても状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入れを要請する。 <u>（災害対策基本法第61条の4～7 関係）</u> （1）災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 （2）県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 （3）国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 | ・ 防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （広域避難の要請） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|--------------|---|--|---|
| 123 | 186 (202) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動 | 第11 広域避難 | 3（新設） 4（新設） | 3 関係機関における連携 国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。 4 広域避難の受入に係る準備 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （関係機関における連携） （広域避難の受入に係る準備） |
| 124 | 201 (218) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送計画 | 第2 輸送網の確保 | 1 道路の啓開等 （1）（略） （2）災害時における障害物の除去等（略） 国や県は、必要に応じて、ネットワークとして、緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。さらに、国では、迅速な救急救命活動や緊急支援物資（追加）などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開（追加）を代行できる制度を活用し支援を行う。（追加） 港湾・漁港区域内において、航路における沈船、漂流物等による船舶の航行が危険と認められる場合には、県等と連携し、障害物除去による航路啓開に努める。また、国は、被災により（追加）港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。 2～4（略） 5 輸送の手段 （1）～（3）（略） （4）航空機による輸送 ア 地上輸送がすべて不可能な場合、県を通じて航空機による輸送の要請を行う。 イ（略） （5）（略） | 1 道路の啓開等 （1）（略） （2）災害時における障害物の除去等（略） 国や県は、必要に応じて、ネットワークとして、緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。さらに、国では、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、国は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。 港湾・漁港区域内において、航路における沈船、漂流物等による船舶の航行が危険と認められる場合には、県等と連携し、障害物除去による航路啓開に努める。また、国は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。 2～4（略） 5 輸送の手段 （1）～（3）（略） （4）航空機による輸送 ア 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、県を通じて航空機による輸送の要請を行う。 イ（略） （5）（略） | ・防災基本計画（R2.5修正、R5.5修正）等による修正 （ライフライン復旧現場等までの道路啓開） |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|--|-----------------------------------|---|---|--|
| 125 | 206 (223) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送計画 | 第4 交通規制 | <u>1（新設）</u> | <u>1 道路管理者の措置</u> <u>（1）道路管理者は、路面、橋梁、法面等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想された時又は知った時は、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。</u> <u>（2）道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努める。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</u> | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （道路管理者による広域的な通行規制の予告等） |
| 126 | 206 (223) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送計画 | <u>第5 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保</u> | <u>（新設）</u> | <u>国が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努める。</u> | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （被災地域の安定的な人流・物流機能確保のための体制の構築） |
| 127 | 213 (231) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第17節 生活必需物資の供給計画 | 第3 供給量の把握、配分 | 1～2（略） <u>3（新設）</u> 3 救援物資の募集 （略） | 1～2（略） 3 <u>被災状況のある場合における政府への要請</u> <u>市は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に対し、物資の調達を要請する。</u> 4 <u>救援物資の募集</u> （略） | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （国に対する物資調達の要請） |
| 128 | 214 (232) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第18節 医療救護計画 | 第2 実施体制 | 3 市長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県に支援を要請するとともに、「地域災害医療センター」又は「 <u>地域災害医療対策本部</u> 」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。また、必要に応じて、地域災害医療コーディネーターの派遣要請を行う。 | 3 市長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県に支援を要請するとともに、「地域災害医療センター」又は「 <u>地域保健医療福祉調整本部</u> 」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。また、必要に応じて、地域災害医療コーディネーターの派遣要請を行う。 | ・所要の修正 |
| 129 | 216 (234) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第18節 医療救護計画 | 第3 応急救護所 | 7 災害医療情報の提供 市災害対策本部は、被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> を活用し、関係機関との情報を共有し、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。 | 7 災害医療情報の提供 市災害対策本部は、被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、 <u>EMIS</u> を活用し、関係機関との情報を共有し、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。 | ・所要の修正 |
| 130 | 216 (234) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第18節 医療救護計画 | 第5 医療救護資機材の確保 | 2 医薬品等の確保 医療品等については、医療の専門的な分野に属するものであるから、秋田県 <u>災害医療救護計画</u> に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。 | 2 医薬品等の確保 医療品等については、医療の専門的な分野に属するものであるから、秋田県 <u>災害医療救護活動計画</u> に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。 | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|---|-----------------------|---|---|--|
| 131 | 216 (236) | 第2編 第2章 第19節 一般災害対策 災害応急対策計画 災害ボランティアの 受入計画 | 第2 災害発生時の体 制 | 市は、大規模な災害が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地が受け入れられるよう、また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、支援体制を整える。 <u>（追加）</u> | 市は、大規模な災害が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地が受け入れられるよう、また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、支援体制を整える。 <u>（県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。）</u> <u>なお、支援業務を適切に進めるため、市の受入窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市庁舎内に設置し、市及び市社会福祉協議会とNPO・ボランティア等が相互に緊密な連携をとれるように努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （災害ボランティアセンターに係る費用について） |
| 132 | 216 (236) | 第2編 第2章 第19節 一般災害対策 災害応急対策計画 災害ボランティアの 受入計画 | 第3 災害ボランティ アの受入 | 1 専門ボランティア 市は、必要があると認めるときは、被災地での救援活動にあたるため、あらかじめ所管団体より協力を得て登録している専門ボランティアの派遣を県に要請する。 災害時における専門ボランティアの活動分野は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（6）（略） | 1 専門ボランティア 市は、必要があると認めるときは、被災地での救援活動にあたるため、あらかじめ所管団体より協力を得て登録している専門ボランティアの派遣を県に要請する。 災害時における専門ボランティアの活動分野は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（6）（略） | ・所要の修正 |
| 133 | 217 (237) | 第2編 第2章 第19節 一般災害対策 災害応急対策計画 災害ボランティアの 受入計画 | 第3 災害ボランティ アの受入 | 3 災害ボランティアの確保と調整 市は、被災地におけるボランティアニーズを把握し、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携を図るとともに、 <u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など（追加）</u> ボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。 4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置 市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と連携を図るとともに、 <u>（追加）被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</u> また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみの収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの <u>生活環境</u> について配慮するものとする。 | 3 災害ボランティアの確保等 市は、被災地におけるボランティアニーズを把握し、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO相互に協力し、必要な災害ボランティアの確保に加え、 <u>そのコーディネートや情報提供など、</u> ボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。 4 関係機関・団体等との連携と情報共有 市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO <u>（削除）</u> 等と連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する（削除）。</u> また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみの収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの <u>活動環境</u> について配慮する <u>（削除）</u> 。 | ・防災基本計画（R5.5修正）等による修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|--|----------------|--|--|-----------------------|
| 134 | 218 (239) | 第2編 第2章 第20節 一般災害対策 災害応急対策計画 公共施設等の 応急復旧計画 | 第1 計画の方針 | 災害によって公共施設等が被害を受けた場合は、あらゆる防災活動に重大な支障となり、市民生活に与える影響も極めて大きいことから、応急復旧は他に優先して実施する。 <u>（追加）</u> (略) | 災害によって公共施設等が被害を受けた場合は、あらゆる防災活動に重大な支障となり、市民生活に与える影響も極めて大きいことから、応急復旧は他に優先して実施する。 <u>特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設や、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。</u> (略) | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 135 | 220 (241) | 第2編 第2章 第20節 一般災害対策 災害応急対策計画 公共施設等の 応急復旧計画 | 第5 電気施設 | 2 実施要領 (1) (略) (2) 広報活動 停電による社会不安の除去と感電事故の防止のため、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、広報誌 <u>（追加）</u> 等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。 (3) (略) | 2 実施要領 (1) (略) (2) 広報活動 停電による社会不安の除去と感電事故の防止のため、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、広報誌、 <u>ウェブサイト</u> 等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。 (3) (略) | ・所要の修正 |
| 136 | 221 (242) | 第2編 第2章 第20節 一般災害対策 災害応急対策計画 公共施設等の 応急復旧計画 | 第6 鉄道施設 | 2 実施要領 (1)～(2) (略) (3) 応急復旧 ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。 <u>（追加）</u> イ (略) | 2 実施要領 (1)～(2) (略) (3) 応急復旧 ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。 <u>また、必要に応じて、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、迅速な復旧に努める。</u> イ (略) | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 |
| 137 | 232 (253) | 第2編 第2章 第23節 一般災害対策 災害応急対策計画 防疫、保健衛生計画 | 第4 被災者の保健衛生 | 市、県は被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、 <u>（追加）</u> 常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 (1)～(2) (略) | 市、県は被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、 <u>感染症の予防にも留意しながら、</u> 常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 (1)～(2) (略) | ・文言の適正化 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|--|-------------------------------|--|--|---|
| 138 | 237 (258) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第24節 障害物除去、 廃棄物処理計画 | 第7 廃棄物処理の実 施 | 2 廃棄物の処理 (1)～(4) (略) (5) 市は、県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間 で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係 る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボラン ティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周 知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努め る。 <u>(追加)</u> | 2 廃棄物の処理 (1)～(4) (略) (5) 市は、県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間 で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係 る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボラン ティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周 知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努め る。 <u>なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物 等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連 携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、 効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> | ・防災基本計画 (R2.5修正)等によ る修正 (災害廃棄物等の 搬出におけるNP O等との作業分担 と連携) |
| 139 | 238 (259) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第25節 動物の管理計画 | 第1 計画の方針 | <u>(新設)</u> 1 実施機関 <u>原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになる が、緊急時の対応として市及び県が関係機関の協力を得な がら実施する。</u> 2 実施の方法 <u>(1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。な お、特定動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、 警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するた めに必要な措置を講じる。</u> <u>(2) 被災動物の収容施設を確保する。</u> <u>(3) 被災動物の食料を確保する。</u> <u>(4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に 行うため、獣医療を確保する。</u> | <u>本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、 ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な 価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援 するとともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。</u> 1 (削除) 2 (削除) | ・所要の修正 |
| 140 | 238 (259) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第25節 動物の管理計画 | 第2 災害発生時にお ける災害応急対 策 | 1 指定避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう スペースの確保に努める。 <u>動物飼養者は、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防 止の観点から、避難所の運営管理者が指定するスペースに おいて飼育する。</u> <u>なお、大規模災害時以外は、避難所への家庭動物の持ち 込みは原則禁止とする。</u> 2 指定避難所の運営管理者は、避難者及び在宅被災者が 所有する家庭動物について、「家庭動物台帳」を作成し、 動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て、飼 育用スペースにおいて管理する。 | 1 実施の方法 <u>(1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と 支援</u> <u>(2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受 入れ</u> <u>(3) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支 援に関する情報の提供</u> 2 (削除) | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|--------------|--|----------------|---|---|--|
| 141 | 244 (265) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第27節 文教対策計画 | 第3 応急措置 | <p>3 被災<u>幼児・児童・生徒</u>の保護 （1）健康診断等 被災地域の<u>幼児・児童・生徒</u>に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断や惨事ストレス、メンタルヘルスケア等を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。 （2）（略）</p> <p>4 学用品の調達、支給等 <u>幼児・児童・生徒</u>の住宅が被害を受け、就学上支障のあるものに対して、その措置を実施する。 （1）（略） （2）学用品の調達 文房具、通学用品等を喪失又はき損し、災害のため直ちに入手困難な状態にある<u>幼児・児童・生徒</u>の人員、品目等を調査し、この確保に努める。 （3）（略）</p> <p>5 文化財の保護 （1）（略） （2）管理者又は所有者は被害状況を速やかに調査し、その結果を<u>市教育委員会</u>へ報告する。報告を受けた<u>市教育委員会</u>は、県指定の場合は県教育委員会へ、国指定の場合は県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。 （3）（略）</p> | <p>3 被災<u>幼児児童生徒</u>の保護 （1）健康診断等 被災地域の<u>幼児児童生徒</u>に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断や惨事ストレス、メンタルヘルスケア等を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。 （2）（略）</p> <p>4 学用品の調達、支給等 <u>幼児児童生徒</u>の住宅が被害を受け、就学上支障のあるものに対して、その措置を実施する。 （1）（略） （2）学用品の調達 文房具、通学用品等を喪失又はき損し、災害のため直ちに入手困難な状態にある<u>幼児児童生徒</u>の人員、品目等を調査し、この確保に努める。 （3）（略）</p> <p>5 文化財の保護 （1）（略） （2）管理者又は所有者は被害状況を速やかに調査し、その結果を<u>市教育委員会</u>へ報告する。報告を受けた<u>市教育委員会</u>は、県指定の場合は県教育委員会へ、国指定の場合は県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。 （3）（略）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の修正 |
| 142 | 247 (268) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第28節 住宅施設設備の 応急対策計画 | 第4 住宅の応急修理 | <p>1 修理の対象住宅 （1）住宅が<u>半壊又は半焼し</u>、当面の日常生活を営むことができない状態にある住宅 （2）自らの資力で応急修理ができない者の所有する住宅 2～4（略）</p> <p>5 修理の期間 災害発生の日から<u>1ヶ月</u>以内に完了すること。 6～7（略）</p> | <p>1 修理の対象住宅 （1）住宅が<u>半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、当面の日常生活を営むことができない状態にある住宅 （2）自らの資力で応急修理ができない者の所有する住宅 2～4（略）</p> <p>5 修理の期間 災害発生の日から<u>3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）</u>すること。 6～7（略）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の修正 ・ 時点修正等 |
| 143 | 249 (270) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第28節 住宅施設設備の 応急対策計画 | 第6 罹災証明書の交付 | <p>（略） また、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、県が開催する研修会等に参加し、交付事務の習熟を図る。<u>（追加）</u></p> | <p>（略） また、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、県が開催する研修会等に参加し、交付事務の習熟を図る。<u>発災後において、県が開催する住家被害の調査や罹災証明書の交付事務に係る市町村担当者向けのビデオ会議システム等を活用した説明会に参加する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|-----------------------|--|--|---|----|---------|----|---|---|-------|-----|----|---------|----|--|--|
| 144 | 249 (270) | 第2編 第2章 第28節 一般災害対策 災害応急対策計画 住宅施設設備の 応急対策計画 | 第7 災害時の二次災害の拡大防止対策 | (新設) | 市は、必要に応じて、災害時に、事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （適切な管理のなされていない空き家等への必要な措置） | | | | | | | | | | | | |
| 145 | 251 (272) | 第2編 第2章 第29節 一般災害対策 災害応急対策計画 海上及び 在港船舶災害 応急対策計画 | 第5 活動体制の確立 | 災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。 1 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。 2～4（略） | 災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。 1 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した(削除)巡視船の活用を図る。 2～4（略） | ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | |
| 146 | 253 (274) | 第2編 第2章 第29節 一般災害対策 災害応急対策計画 海上及び 在港船舶災害 応急対策計画 | 第8 海難救助等 | 2 県、市等の関係機関 (1)～(3)（略） (4) 医療機関 秋田県災害医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。 (5)（略） | 2 県、市等の関係機関 (1)～(3)（略） (4) 医療機関 秋田県災害医療救護活動計画に基づき、医療救護活動を実施する。 (5)（略） | ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | |
| 147 | 257 (278) | 第2編 第2章 第30節 一般災害対策 災害応急対策計画 流出油等の 防除対策計画 | 第2 流出油等の防除 措置 | 1 秋田県沿岸排出油等防除協議会 (1)（略） (2) 総合調整本部 (略) | 1 秋田県沿岸排出油等防除協議会 (1)（略） (2) 総合調整本部 (略) | ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会役員</th> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td style="text-align: center;">秋田海上保安部</td> </tr> <tr> <td>会員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方気象台・秋田県・秋田市消防本部 ・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構秋田国家石油備蓄基地事務所 ・男鹿テクノ・秋田港建設工事安全衛生協議会 ・秋田県漁業協同組合・秋田石油基地防災(株) </td> </tr> </tbody> </table> | 協議会役員 | 機関名 | 会長 | 秋田海上保安部 | 会員 | <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方気象台・秋田県・秋田市消防本部 ・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構秋田国家石油備蓄基地事務所 ・男鹿テクノ・秋田港建設工事安全衛生協議会 ・秋田県漁業協同組合・秋田石油基地防災(株) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会役員</th> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td style="text-align: center;">秋田海上保安部</td> </tr> <tr> <td>会員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方気象台・秋田県・秋田市消防本部 ・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構・秋田国家石油備蓄基地事務所 ・ENEOS男鹿(株)・秋田港建設工事安全衛生協議会 ・秋田県漁業協同組合・秋田石油基地防災(株) </td> </tr> </tbody> </table> | 協議会役員 | 機関名 | 会長 | 秋田海上保安部 | 会員 | <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方気象台・秋田県・秋田市消防本部 ・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構・秋田国家石油備蓄基地事務所 ・ENEOS男鹿(株)・秋田港建設工事安全衛生協議会 ・秋田県漁業協同組合・秋田石油基地防災(株) | |
| 協議会役員 | 機関名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会長 | 秋田海上保安部 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会員 | <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方気象台・秋田県・秋田市消防本部 ・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構秋田国家石油備蓄基地事務所 ・男鹿テクノ・秋田港建設工事安全衛生協議会 ・秋田県漁業協同組合・秋田石油基地防災(株) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会役員 | 機関名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会長 | 秋田海上保安部 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会員 | <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方気象台・秋田県・秋田市消防本部 ・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構・秋田国家石油備蓄基地事務所 ・ENEOS男鹿(株)・秋田港建設工事安全衛生協議会 ・秋田県漁業協同組合・秋田石油基地防災(株) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 148 | 264 (285) | 第2編 第2章 第32節 一般災害対策 災害応急対策計画 災害救助法の 適用計画 | 第1 計画の方針 | 災害の発生により、被災した市民に対し速やかに災害救助法を適用し、住民の保護を社会の秩序の保全を図る。 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災した市民に対し速やかに災害救助法を適用し、住民の保護と社会の秩序の保全を図る。 | ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|---|--------------------------------|--|---|---|--|--------------------------------|--------------|--------------|-----|------|------|---------|--|-----|----------|--|-------------------------------|--------------|--------------|-----|------|------|---------|---|
| 149 | 264 (285) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第32節 災害救助法の適用計画 | 第2 適用基準 | <p>1 災害救助法の適用基準 知事が災害救助法を適用する場合の基準及び範囲は、次のとおりである。</p> <p>(1) 適用の基準 ア (略) イ 市町村ごとには前記アに達しないが、被害地域が広範で県内の総被害が1,500世帯以上に達した場合において、滅失世帯が次に該当する場合は、その適用地域を市町村単位に指定して実施する。 ウ 被害が広範で、県内の総被害が7,000世帯以上に達した場合で、市町村の被害状況が特に救助を必要とする状況にあるときは、前項の基準に達しなくとも適用地域を指定して実施することができる。</p> <p style="text-align: center;">災害救助法の適用基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町村</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">住家の滅失世帯数</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">男鹿市の人口 (平成27年 国勢調査人口による)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記アの 適用基準</td> <td style="text-align: center;">上記イの 適用基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男鹿市</td> <td style="text-align: center;">50以上</td> <td style="text-align: center;">25以上</td> <td style="text-align: center;">1万5千～3万</td> </tr> </table> <p>(2) 適用の例外 ア <u>災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失し、知事が特に必要と認めた場合</u> イ <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</u></p> | 市町村 | 住家の滅失世帯数 | | 男鹿市の人口 (平成27年 国勢調査人口による) | 上記アの 適用基準 | 上記イの 適用基準 | 男鹿市 | 50以上 | 25以上 | 1万5千～3万 | <p><u>県における適用基準は次のいずれかに該当する場合で、適用に当たっては市町村の区域を単位として行うものとする。</u></p> <p>1 (削除)</p> <p>(削除) (1) (略) (2) 市町村ごとには前記アに達しないが、被害地域が広範で県内の総被害が1,000世帯以上に達した場合において、滅失世帯が次に該当する場合は、その適用地域を市町村単位に指定して実施する。 (3) 被害が広範で、県内の総被害が5,000世帯以上に達した場合で、市町村の被害状況が特に救助を必要とする状況にあるときは、前項の基準に達しなくとも適用地域を指定して実施することができる。</p> <p style="text-align: center;">災害救助法の適用基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町村</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">住家の滅失世帯数</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">男鹿市の人口 (令和2年 国勢調査人口による)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記アの 適用基準</td> <td style="text-align: center;">上記イの 適用基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男鹿市</td> <td style="text-align: center;">50以上</td> <td style="text-align: center;">25以上</td> <td style="text-align: center;">1万5千～3万</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> | 市町村 | 住家の滅失世帯数 | | 男鹿市の人口 (令和2年 国勢調査人口による) | 上記アの 適用基準 | 上記イの 適用基準 | 男鹿市 | 50以上 | 25以上 | 1万5千～3万 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の修正 |
| 市町村 | 住家の滅失世帯数 | | 男鹿市の人口 (平成27年 国勢調査人口による) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記アの 適用基準 | 上記イの 適用基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市 | 50以上 | 25以上 | 1万5千～3万 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | 住家の滅失世帯数 | | 男鹿市の人口 (令和2年 国勢調査人口による) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記アの 適用基準 | 上記イの 適用基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男鹿市 | 50以上 | 25以上 | 1万5千～3万 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 150 | 265 (286) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第32節 災害救助法の適用計画 | 第4 災害救助法の適用手続 | <p>1 災害救助法による救助は、市町村の区域ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準に該当し、又は該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。</p> <p>2 災害救助法の適用の要請を受けた知事は、秋田県災害対策本部会議を開いて適用の可否を判断し、必要があると認めるときは直ちに法に基づく救助を実施するよう当該市町村長(追加)に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、告示する。</p> <p>3 知事は、災害による被害に災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣に協議する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>1 法による救助は、市町村の区域ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準に該当し、又は該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。</p> <p>2 市町村長からの報告又は法適用の要請を受けた知事は、(削除) 適用の可否を判断し、必要があると認めるときは直ちに法に基づく救助を実施するよう当該市町村長及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣に情報提供をする。</p> <p>3 知事は、法を適用した時は、速やかにその旨及び対象となる市町村を告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------------|---|--------------------------|--|--|--------|--|----|--|--|--|-------------|------|-----|------|--------------|------|------|--------------|--|--|--|--|----|--|--|--|-------------|------|-----|------|------------|------|------|--------------|--------|
| 151 | 266 (286) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第32節 災害救助法の適用計画 | 第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任 | <p>1 <u>法による救助の種類は次のとおりである。</u> (新設) (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具、又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の捜索及び処理 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (新設)</p> | <p>1 救助の種類は次のとおり<u>法の定めるところによる。</u> (1) 災害が発生した場合 ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 エ 医療及び助産 オ 被災者の救出 カ 被災した住宅の応急修理 キ 生業に必要な資金、器具、又は資料の給与又は貸与 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 死体の捜索及び処理 サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (2) 災害が発生するおそれがある場合 避難所の供与</p> | ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 152 | 266 (287) | 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第32節 災害救助法の適用計画 | 第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任 | <p>2 <u>1のうち(1)（応急仮設住宅を除く）、(2) (5) (8)、(11)に掲げる救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生の都度市長に指示した救助についても、その実施が委任されたものとみなされるので、これによって委任を受けた市長は、当然委任された救助の実施責任者となるものである。</u> 3 <u>1の(7)にいう生業資金の貸付については、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」による支給や貸付を実施する。</u></p> | <p>2 <u>1の(1)のうちア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、サに掲げる救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生の都度市長に指示した救助についても、その実施が委任されたものとみなされるので、これによって委任を受けた市長は、当然委任された救助の実施責任者となるものである。</u> 3 <u>1の(1)のキにいう生業資金の貸付については、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」による支給や貸付を実施する。</u></p> | ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 153 | 震災 19 (19) | 第3編 震災対策 第1章 総則 第4節 地震被害想定調査 | 第2 地震及び被害の想定 | <p>3 被害想定</p> <p style="text-align: center;">男鹿市の地震被害想定算出結果一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">海域 A+B+C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人的被害</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">冬 2時</td> <td style="text-align: center;">3,264</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負傷者数</td> <td style="text-align: center;">冬 2時</td> <td style="text-align: center;">4,639</td> </tr> </table> | | | | 27 | | | | 海域 A+B+C | 人的被害 | 死者数 | 冬 2時 | 3,264 | 負傷者数 | 冬 2時 | 4,639 | <p>3 被害想定</p> <p style="text-align: center;">男鹿市の地震被害想定算出結果一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">海域 A+B+C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人的被害</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">冬 2時</td> <td style="text-align: center;">223</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負傷者数</td> <td style="text-align: center;">冬 2時</td> <td style="text-align: center;">1,295</td> </tr> </table> | | | | 27 | | | | 海域 A+B+C | 人的被害 | 死者数 | 冬 2時 | 223 | 負傷者数 | 冬 2時 | 1,295 | ・所要の修正 |
| | | | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 海域 A+B+C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 死者数 | 冬 2時 | 3,264 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 負傷者数 | 冬 2時 | 4,639 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 海域 A+B+C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 死者数 | 冬 2時 | 223 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 負傷者数 | 冬 2時 | 1,295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|------------------|---|------------------------|--|--|---------|
| 154 | 震災 20 (20) | 第3編 震災対策 第1章 総則 第5節 地震観測体制 | 第1 地震観測 | 日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。 平成5年度末に、気象庁は全国約150か所に高性能の地震計を設置し「津波地震早期検知網」 <u>（追加）</u> 構築した。現在、全国約300か所の地震観測データをリアルタイムで収集し、24時間体制で地震活動を監視している。また、気象庁は、平成8年から震度観測に震度計を導入し、現在、地方公共団体、防災科学技術研究所とあわせて全国約 <u>4300</u> 地点で震度観測が行われている。 (略) | 日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。 平成5年度末に、気象庁は全国約150か所に高性能の地震計を設置し「津波地震早期検知網」 <u>を</u> 構築した。現在、全国約300か所の地震観測データをリアルタイムで収集し、24時間体制で地震活動を監視している。また、気象庁は、平成8年から震度観測に震度計を導入し、現在、地方公共団体、防災科学技術研究所とあわせて全国約 <u>4400</u> 地点で震度観測が行われている。 (略) | ・所要の修正 |
| 155 | 震災 24 (24) | 第3編 震災対策 第1章 総則 第6節 地震に関する知識 | 第1 震度（揺れの強さ） | ○ 地震動による揺れの <u>大きさ</u> の程度を <u>表わす</u> 尺度が震度です。 (略) | ○ 地震動による揺れの <u>強さ</u> の程度を <u>表す</u> 尺度が震度です。 (略) | ・所要の修正 |
| 156 | 震災 26 (26) | 第3編 震災対策 第1章 総則 第6節 地震に関する知識 | 第5 内陸地震（地殻内地震） | (略) 発生間隔は、活断層により約千年から1万数千年とバラツキが大きく、また地震の規模は <u>海溝型</u> 地震よりM1程度小さく、最大で約M7.7程度とされています。 | (略) 発生間隔は、活断層により約千年から1万数千年とバラツキが大きく、また地震の規模は <u>海城</u> の地震よりM1程度小さく、最大で約M7.7程度とされています。 | ・文言の適正化 |
| 157 | 震災 31 (31) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第1節 計画的な地震防災対策の推進 | 第2 減災計画の推進 | <u>市、県及び防災関係機関等は、地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、地震災害予防対策を講じる必要がある。</u> <u>そのため、市は、次の事項等に関する「秋田県防災・減災行動計画」に則り、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図る。</u> <u>1 防災・減災目標（数値目標）</u> <u>2 計画の対象とする取組</u> <u>3 計画の施策体系</u> <u>4 計画期間と進行管理</u> <u>5 計画の推進にあたって</u> | <u>（削除）</u> | ・所要の修正 |
| 158 | 震災 31 (31) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第1節 計画的な地震防災対策の推進 | 第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 | 1 <u>第5次地震防災緊急事業五箇年計画平成28年度～令和2年度</u> (略) | 1 <u>第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年度～令和7年度</u> (略) | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------------|---|--------------------------|---|---|---|------|-------|------------|---|-------|------------|--|---|----|----|------|-------|------------|---|-------|------------|---|--|
| 159 | 震災 33 (33) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第2節 災害情報の収集、 伝達計画 | 第2 緊急地震速報の 種類と発表基準 | <p>2 緊急地震速報の種類と発表基準 気象庁における発表にあたっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区別については、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動速報</td> <td>緊急地震速報（警報）</td> <td>最大震度5弱以上（追加）の揺れが予想されたときに、震度4以上（追加）が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上（追加）等と推定されたときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新設）</p> | 種類 | 名称 | 発表基準 | 地震動速報 | 緊急地震速報（警報） | 最大震度5弱以上（追加）の揺れが予想されたときに、震度4以上（追加）が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 | 地震動予報 | 緊急地震速報（予報） | 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上（追加）等と推定されたときに発表する。 | <p>2 緊急地震速報の種類と発表基準 気象庁は地震動警報・予報の発表にあたっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区別については、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動速報</td> <td>緊急地震速報（警報）</td> <td>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。 解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</p> | 種類 | 名称 | 発表基準 | 地震動速報 | 緊急地震速報（警報） | 最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 | 地震動予報 | 緊急地震速報（予報） | 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発表基準の変更（R5.2）に伴う修正 所要の修正 |
| 種類 | 名称 | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震動速報 | 緊急地震速報（警報） | 最大震度5弱以上（追加）の揺れが予想されたときに、震度4以上（追加）が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震動予報 | 緊急地震速報（予報） | 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上（追加）等と推定されたときに発表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 名称 | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震動速報 | 緊急地震速報（警報） | 最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震動予報 | 緊急地震速報（予報） | 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに発表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 160 | 震災 34 (34) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第2節 災害情報の収集、 伝達計画 | 第2 緊急地震速報の 種類と発表基準 | <p>3 緊急地震速報（警報）の発表条件 （1）緊急地震速報を発表する条件 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上（追加）と予想された場合</p> <p>（2）緊急地震速報の内容 ア（略） イ 強い揺れ（震度5弱以上（追加））が推定される地域及び震度4が推定される地域名（本市は、秋田県沿岸北部に属する）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。</p> <p>4（略） 5 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、（追加）緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> | <p>3 緊急地震速報（警報）の発表条件 （1）緊急地震速報を発表する条件 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合</p> <p>（2）緊急地震速報の内容 ア（略） イ 強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（本市は、秋田県沿岸北部に属する）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。</p> <p>4（略） 5 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発表基準の変更（R5.2）に伴う修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|------------------|--|----------------------|--|---|--|
| 161 | 震災 35 (35) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第2節 災害情報の収集、 伝達計画 | 第3 情報収集・伝達 体制 | 1 体制の整備 （1）市は、警報等を住民要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、 <u>ツイッター</u> 等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。 （2）～（4）（略） （5）関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ防災ヘリコプターや巡視船、航空機（ <u>追加</u> ）など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。 （6）～（7）（略） | 1 体制の整備 （1）市は、警報等を住民要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、 <u>X</u> 等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。 （2）～（4）（略） （5）関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ防災ヘリコプターや巡視船、航空機、 <u>無人航空機</u> など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。 （6）～（7）（略） | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 （無人航空機を活用した情報収集） |
| 162 | 震災 39 (40) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第4節 建築物等 災害予防計画 | 第1 計画の方針 | （略） また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐震改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努める。 <u>（追加）</u> | （略） また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐震改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努める。 <u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。</u> | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （災害時に被害が予測される空き家等の状況確認） |
| 163 | 震災 41 (42) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第4節 建築物等 災害予防計画 | 第3 一般の建築物 | 2 対策 （1）～（4）（略） （5） <u>液状化対策（追加）</u> 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、 <u>（追加）</u> 宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 | 2 対策 （1）～（4）（略） （5） <u>液状化対策等</u> 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、 <u>宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化</u> を実施するよう努めるものとする。 | ・防災基本計画（R2.5修正）等による修正 |
| 164 | 震災 49 (51) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第6節 農業災害予防計画 | 第2 農地及び農業用 施設等 | 2 対策 （1）（略） （2）県及び市は、防災重点 <u>（追加）</u> ため池のうち <u>過去に被災したため池に類似する</u> ため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点 <u>（追加）</u> ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。 （3）地震によって水田の亀裂、 <u>かんがい施設</u> 等に被害がでた場合は、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周辺への盛土、 <u>揚水機による灌水</u> などの <u>応急</u> 対策により、農業被害の防止、軽減を図る。 | 2 対策 （1）（略） （2）県及び市は、防災重点 <u>農業用</u> ため池のうち <u>重要度の高い</u> ため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点 <u>農業用</u> ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。 （3）地震によって水田の亀裂、 <u>農業水利施設</u> 等に被害がでた場合は、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周辺への盛土、 <u>応急ポンプによる用水手当</u> などの <u>（削除）</u> 対策により、農業被害の防止、軽減を図る。 | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|------------------|---|-----------------|---|---|-----------------------|
| 165 | 震災 53 (55) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第8節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画 | 第3 防災拠点施設等の整備促進 | 2 防災拠点機能の確保・充実 (1)～(2) (略) (3) 市は、庁舎等の防災拠点について被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。 | 2 防災拠点機能の確保・充実 (1)～(2) (略) (3) 市は、庁舎等の防災拠点について被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保(削除)について最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。 | ・防災基本計画(R2.5修正)等による修正 |
| 166 | 震災 55 (57) | 第3編 震災対策 第2章 災害予防計画 第9節 災害時の生活関連物資等の備蓄計画 | 第6 医薬品の確保 | 医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。 (略) | 医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護活動計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。 (略) | ・所要の修正 |
| 167 | 震災 68 (70) | 第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第3節 地震情報の伝達計画 | 第1 計画の方針 | 地震の被害を最小限にとどめるためには、情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要であり、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への伝達に万全を期する。 また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 | 地震の被害を最小限にとどめるためには、情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要であり、「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。 なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 | ・所要の修正 |
| 168 | 震災 68 (81) | 第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第5節 ライフライン施設応急復旧計画 | 第2 水道施設 | 2 実施要領 (1)～(3) (略) (4) 広報活動 企業管理者は、被害状況及び応急復旧の見通し、断減水の状況、給水情報などについて、関係機関へ通報するとともに、市民に対しても防災行政無線、(追加) 広報車、報道機関等により周知徹底を図る。 | 2 実施要領 (1)～(3) (略) (4) 広報活動 企業管理者は、被害状況及び応急復旧の見通し、断減水の状況、給水情報などについて、関係機関へ通報するとともに、市民に対しても防災行政無線、テレビ、ホームページ、公式SNS、広報車、報道機関等により周知徹底を図る。 | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|------------------|--|-------------|--|--|---------|
| 169 | 震災 78 (81) | 第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第5節 ライフライン施設 応急復旧計画 | 第3 下水道施設 | 2 実施要領 (1) <u>施設被害の把握</u> <u>施設管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。</u> (新設) | 2 実施要領 (1) <u>下水道対策本部の立上げ</u> <u>ア 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。</u> <u>イ 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。</u> (2) <u>被害状況等の情報収集</u> <u>ア 処理場・ポンプ場の被害状況、停電状況等を確認する。</u> <u>イ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集する。</u> (3) <u>都道府県、市町村災害対策本部、関連行政部局への連絡</u> <u>県、市町村、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保する。</u> (4) <u>緊急点検、緊急調査</u> <u>ア 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施する。</u> <u>イ 重要な幹線等の目視調査を実施する。</u> (5) <u>汚水溢水の緊急措置</u> <u>備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応できない場合には汚泥吸引車の手配及び措置を依頼する。</u> (6) <u>緊急輸送路における交通障害対策</u> <u>関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する。</u> (7) <u>支援要請及び受援体制の整備</u> <u>他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備する。</u> | ・ 所要の修正 |
| 170 | 震災 78 (82) | 第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第5節 ライフライン施設 応急復旧計画 | 第3 下水道施設 | 2 実施要領 (1) (略) (2) <u>応急復旧</u> (略) (3) <u>広報活動</u> 防災行政無線、 <u>(追加)</u> 広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害状況及び復旧の見通しなどについて広報する。 | 2 実施要領 (1) (略) (8) <u>応急復旧</u> (略) (9) <u>広報活動</u> 防災行政無線、 <u>テレビ、ホームページ、公式SNS</u> 、 <u>広報車、パンフレット及びチラシ</u> 等を利用して、被害状況及び復旧の見通しなどについて広報する。 | ・ 所要の修正 |
| 171 | 震災 79 (82) | 第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第5節 ライフライン施設 応急復旧計画 | 第4 電気施設 | 3 広報活動 被災状況及び応急復旧の見通しについて、関係機関へ通報するとともに、停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、 <u>テレビ・ラジオ・新聞・広報車・パンフレット・チラシ</u> <u>(追加)</u> 、市所有の防災行政無線等を利用して、電力施設の被害状況及び復旧の見通しについての広報を行う。 | 3 広報活動 被災状況及び応急復旧の見通しについて、関係機関へ通報するとともに、停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、 <u>テレビ・ラジオ・新聞・広報車・パンフレット・チラシ・ウェブサイト</u> 、市所有の防災行政無線等を利用して、電力施設の被害状況及び復旧の見通しについての広報を行う。 | ・ 所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | |
|-----|------------------|-------------------|--|----------------------------------|--|---|--------------------|
| 172 | 震災 80 (84) | 第3編 第3章 第5節 | 震災対策 災害応急対策計画 ライフライン施設 応急復旧計画 | 第6 電信電話施設 | 2 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店 (1)～(2) (略) (3) 広報活動 ア (略) イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接当該被災地住民に周知する。 | 2 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店 (1)～(2) (略) (3) 広報活動 ア (略) イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接(削除)周知する。 | ・所要の修正 |
| 173 | 津波 13 (18) | 第4編 第1章 第6節 | 津波対策 総則 津波観測体制 | 第1 国、県の津波観測 | (略) なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。 | (略) 老朽化のため、令和2年度に陸揚げし、再設置を検討中。 | ・所要の修正 |
| 174 | 津波 16 (21) | 第4編 第1章 第7節 | 津波対策 総則 津波に関する知識 | 第1 海溝の地震と津波 | 1 海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴う。 2 発生間隔は活断層(追加)より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。 3～5 (略) | 1 海溝型地震は海のプレートと陸のプレートの境界に位置する海溝沿いで発生する地震で、M6.5程度から津波を伴う。 2 発生間隔は活断層で発生する地震より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。 3～5 (略) | ・文言の適正化 |
| 175 | 津波 19 (24) | 第4編 第2章 第2節 | 津波対策 災害予防計画 津波監視体制、 伝達体制の整備 | 第3 津波警報・注意報、 避難指示等の伝達体制の整備 | 1 市の対応 (1) 避難指示等の発令基準の設定 ア 発令基準の策定・見直し 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令する。(追加) 発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。 | 1 市の対応 (1) 避難指示等の発令基準の設定 ア 発令基準の策定・見直し 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的には発令しない。 なお、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。 | ・所要の修正 |
| 176 | 津波 23 (28) | 第4編 第2章 第3節 | 津波対策 災害予防計画 避難体制整備計画 | 第1 計画の方針 | (略) (追加) | (略) また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。 | ・防災基本計画(R4.6修正)の反映 |
| 177 | 津波 23 (28) | 第4編 第2章 第3節 | 津波対策 災害予防計画 避難体制整備計画 | 第2 避難所及び津波 避難ビル等の指定・整備 | 1 避難所等の確保 (略) また、避難所、避難場所、津波避難ビル等の周知を図るため、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かり易い誘導標識や案内板などを設置する。 | 1 避難所等の確保 (略) また、避難所、避難場所、津波避難ビル等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かり易い誘導標識や案内板などを設置する。 | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|------------------|---|-------------------------------|---|---|---------------------|
| 178 | 津波 26 (31) | 第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第3節 避難体制整備計画 | 第6 津波避難計画の 策定 | 1 津波避難計画の策定 市は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難所、津波情報の収集・伝達の方法、 <u>避難指示（緊急）</u> の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画を <u>推進</u> するとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 (略) | 1 津波避難計画の策定 市は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難所、津波情報の収集・伝達の方法、 <u>避難指示</u> の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画を <u>策定</u> するとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 (略) | ・ 所要の修正 |
| 179 | 津波 26 (32) | 第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第3節 避難体制整備計画 | <u>第7 津波警報等に係る 対応</u> | <u>(新設)</u> | <u>市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努める。また、県及び秋田地方気象台等は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</u> | ・ 防災基本計画（R4.6修正）の反映 |
| 180 | 津波 27 (33) | 第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識等普及計画 | 第1 計画の方針 | 市は、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、 <u>(追加)</u> 防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 (略) | 市は、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、 <u>デジタル技術を活用しながら</u> 防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 (略) | ・ 防災基本計画（R4.6修正）の反映 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|----------------------|---|--|--|-------------|---|------------------|--------------------------------|-----|--|--|------------|---|-------------|--|------------------|--|-----|--|---|
| 181 | 津波 28 (34) | 第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識等普及計画 | 第2 津波に関する知識の普及・啓発 | 1 市民への防災知識の普及 (1) (略) (2) 市民等への普及・啓発を図る事項 津波防災に関する主な普及啓発内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難行動に関する知識</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること</u> (追加) (略) </td> </tr> <tr> <td>津波の特性に関する情報</td> <td> (略) ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、(追加)の発生の可能性 など </td> </tr> <tr> <td>津波に関する想定・予測の不確実性</td> <td> ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること (略) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> ・ 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）</u>の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 (追加) (略) </td> </tr> </table> | 避難行動に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること</u> (追加) (略) | 津波の特性に関する情報 | (略) ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、(追加)の発生の可能性 など | 津波に関する想定・予測の不確実性 | ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること (略) | その他 | ・ 警報等発表時や <u>避難指示（緊急）</u> の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 (追加) (略) | 1 市民への防災知識の普及 (1) (略) (2) 市民等への普及・啓発を図る事項 津波防災に関する主な普及啓発内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難行動に関する知識</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。</u> ・ <u>津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u> ・ <u>海岸から離れた場所でも、津波が河川を溯上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。</u> ・ <u>船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</u> (略) </td> </tr> <tr> <td>津波の特性に関する情報</td> <td> (略) ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性 など </td> </tr> <tr> <td>津波に関する想定・予測の不確実性</td> <td> ・ <u>津波</u>浸水想定<u>の対象地域</u>外でも浸水する可能性があること (略) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> ・ 警報等発表時や<u>避難指示</u>の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 ・ <u>津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識</u> (略) </td> </tr> </table> | 避難行動に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。</u> ・ <u>津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u> ・ <u>海岸から離れた場所でも、津波が河川を溯上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。</u> ・ <u>船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</u> (略) | 津波の特性に関する情報 | (略) ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> の発生の可能性 など | 津波に関する想定・予測の不確実性 | ・ <u>津波</u> 浸水想定 <u>の対象地域</u> 外でも浸水する可能性があること (略) | その他 | ・ 警報等発表時や <u>避難指示</u> の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 ・ <u>津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識</u> (略) | ・ 防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （津波フラッグの知識の普及等） ・ 文言の修正 |
| 避難行動に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること</u> (追加) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波の特性に関する情報 | (略) ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、(追加)の発生の可能性 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波に関する想定・予測の不確実性 | ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ・ 警報等発表時や <u>避難指示（緊急）</u> の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 (追加) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難行動に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。</u> ・ <u>津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u> ・ <u>海岸から離れた場所でも、津波が河川を溯上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。</u> ・ <u>船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</u> (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波の特性に関する情報 | (略) ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> の発生の可能性 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波に関する想定・予測の不確実性 | ・ <u>津波</u> 浸水想定 <u>の対象地域</u> 外でも浸水する可能性があること (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ・ 警報等発表時や <u>避難指示</u> の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 ・ <u>津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識</u> (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 182 | 津波 30 (36) | 第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識等普及計画 | 第4 津波防災訓練の実施 | 市は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線、(追加)などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施する。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 (略) | 市は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線、 <u>津波フラッグ</u> などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施する。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 (略) | ・ 所要の修正（津波フラッグの知識の普及等） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 183 | 津波 33 (40) | 第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第5節 津波防ぎょ施設等の整備 | 第4 港湾における津波防災対策 | 1 津波防災対策 港湾における <u>津波防災は、施設の利用継続と、背後地を守る対策が必要である。</u> <u>このため、市及び県は、比較的頻度の高い津波を想定し、既存施設への影響の確認と対策を推進するとともに、粘り強く機能を発揮できるようにするなどの対策を講じる。</u> (略) (1) ～ (2) (略) | 1 津波防災対策 港湾における <u>ハード・ソフトを組み合わせた津波対策により人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。</u> (略) (1) ～ (2) (略) | ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|-------------------|--|---|-------------------|------|------------|--|--------------------|-----------------------------|-------------------|-------|-------------------------------|------------------------|-----|--|--------------------------|-----------------------|------|------------------------------------|------------------------|-----|-----|-------|--|--------------------------|-----|--|--|----------|------|------------|--|--------------------|--------------------------|-------------------|-------|-------------------------------|------------------------------|-----|--|--------------------------|-----------------------------|------|------------------------------------|------------------------------|-----|-----|
| 184 | 津波 40 (47) | 第4編 津波対策 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報伝達計画 | 第2 津波警報等 | (略) 1 津波警報・注意報 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 ア～イ (略) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 | (略) 1 津波警報・注意報 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 ア～イ (略) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 | ・文言の適正化 ・所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)</th> <th>定性的 表現での 発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">予想される津波の(追加)高さが高いところで3mを超える場合</td> <td style="text-align: center;">10m超 (10m<予想(追加)高さ)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10m (5m<予想(追加)高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5m 3m<予想(追加)高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="vertical-align: top;">予想される津波の(追加)高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td style="text-align: center;">3m (1m<予想(追加)高さ≤3m)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="vertical-align: top;">予想される津波の(追加)高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td style="text-align: center;">1m (0.2m<予想(追加)高さ≤1m)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> | 津波警報等の種類 | | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と とるべき行動 | 数値での発表 (津波の高さの 予想の区分) | 定性的 表現での 発表 | 大津波警報 | 予想される津波の(追加)高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想(追加)高さ) | (略) | (巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | 10m (5m<予想(追加)高さ≤10m) | 5m 3m<予想(追加)高さ≤5m) | 津波警報 | 予想される津波の(追加)高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想(追加)高さ≤3m) | (略) | (略) | 津波注意報 | 予想される津波の(追加)高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m<予想(追加)高さ≤1m) | (略) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>定性的 表現での 発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td style="text-align: center;">10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10m (5m<予想(追加)高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5m 3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="vertical-align: top;">予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td style="text-align: center;">3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="vertical-align: top;">予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td style="text-align: center;">1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> | 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と とるべき行動 | 数値での発表 (予想される津波の高さ区分) | 定性的 表現での 発表 | 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | (略) | (巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | 10m (5m<予想(追加)高さ≤10m) | 5m 3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) | 津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) | (略) | (略) |
| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と とるべき行動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 数値での発表 (津波の高さの 予想の区分) | 定性的 表現での 発表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | 予想される津波の(追加)高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想(追加)高さ) | (略) | (巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 10m (5m<予想(追加)高さ≤10m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5m 3m<予想(追加)高さ≤5m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | 予想される津波の(追加)高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想(追加)高さ≤3m) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | 予想される津波の(追加)高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m<予想(追加)高さ≤1m) | (略) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と とるべき行動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 数値での発表 (予想される津波の高さ区分) | 定性的 表現での 発表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | (略) | (巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 10m (5m<予想(追加)高さ≤10m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5m 3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m) | (略) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 注) (略) ア 津波警報等の留意事項等 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ) (新設)</u> <u>(オ) (新設)</u> | 注) (略) ア 津波警報等の留意事項等 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的に発令しない。</u> <u>(オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|----------|--|--|------|---------------------------|---|--------------------------------|------------------------|------------|--------------------|---------------------------|--|---|-------|------|---------------------------------------|--|--------------------------------|------------------------|------------|--------------------------------|---------------|--|---------|
| 185 | 津波 42 (49) | 第4編 津波対策 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報伝達計画 | 第2 津波警報等 | 2 津波情報 (1) 津波情報の発表等 (略) ア 津波情報の種類と発表内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]</td> </tr> <tr> <td>津波情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報 <u>(※2)</u></td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> </tbody> </table> | 情報の種類 | 発表内容 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照] | 津波情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 | 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 | 沖合の津波観測に関する情報 <u>(※2)</u> | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 | 2 津波情報 (1) 津波情報の発表等 (略) ア 津波情報の種類と発表内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(※1)</u></td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻 <u>(※2)</u> や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]</td> </tr> <tr> <td>津波情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>(※3)</u></td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>(※4)</u></td> </tr> </tbody> </table> | 情報の種類 | 発表内容 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(※1)</u> | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 <u>(※2)</u> や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照] | 津波情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 | 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>(※3)</u> | 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>(※4)</u> | ・ 所要の修正 |
| 情報の種類 | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖合の津波観測に関する情報 <u>(※2)</u> | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報の種類 | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(※1)</u> | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 <u>(※2)</u> や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>(※3)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>(※4)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | (※1) <u>(新設)</u> (新設) <u>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について (沿岸で観測された津波の最大波の発表内容)</u> ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・ 最大波の観測値については、大津波警報 <u>発表</u> 又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 | (※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。 (※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 (※3) 津波観測に関する情報の発表内容について <u>(削除)</u> ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・ 最大波の観測値については、大津波警報 <u>(削除)</u> 又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------|--|-------------|---|-------------|------------|------|-------------------|-----|-----|-----|-----|------------------|-----|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----|---|-------------|------------|------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----------------|
| 186 | 津波 42 (50) | 第4編 津波対策 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報伝達計画 | 第2 津波警報等 | <p>2 津波情報 (1) 津波情報の発表等 (略) ア 津波情報の種類と発表内容</p> <p style="text-align: center;">沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を発表中</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を発表中</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・ (略) ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・ <u>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> | 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | 大津波警報を 発表中 | (略) | (略) | (略) | (略) | 津波警報を 発表中 | (略) | (略) | (略) | (略) | 津波注意報を 発表中 | (略) | (略) | <p>2 津波情報 (1) 津波情報の発表等 (略) ア 津波情報の種類と発表内容</p> <p style="text-align: center;">沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・ (略) ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・ (削除)</p> | 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | 大津波警報 | (略) | (略) | (略) | (略) | 津波警報 | (略) | (略) | (略) | (略) | 津波注意報 | (略) | (略) | <p>・ 所要の修正</p> |
| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報を 発表中 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報を 発表中 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報を 発表中 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------|--|-------------------------------|---|--|---|------|-------------------|-----|-----|------------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|---|-------------|------------|------|-------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-----|-----|---------|
| 187 | 津波 43 (50) | 第4編 津波対策 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報伝達計画 | 第2 津波警報等 | 2 津波情報 (1) 津波情報の発表等 (略) ア 津波情報の種類と発表内容 沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び推定値)の発表内容 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">警報・注意報の発表状況</th> <th style="width: 30%;">観測された津波の高さ</th> <th style="width: 40%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報を発表中</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報を発表中</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | 大津波警報を 発表中 | (略) | (略) | 津波警報を 発表中 | (略) | (略) | 津波注意報を 発表中 | (略) | (略) | 2 津波情報 (1) 津波情報の発表等 (略) ア 津波情報の種類と発表内容 沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び推定値 (※5))の発表内容 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">警報・注意報の発表状況</th> <th style="width: 30%;">観測された津波の高さ</th> <th style="width: 40%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | 大津波警報 | (略) | (略) | 津波警報 | (略) | (略) | 津波注意報 | (略) | (略) | ・ 所要の修正 |
| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報を 発表中 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報を 発表中 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報を 発表中 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 188 | 津波 45 (53) | 第4編 津波対策 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報伝達計画 | 第3 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達等 | (追加) 1 津波警報等の収集・伝達 (略) (1) 県の対応 県は、 <u>総合防災課が津波警報等、地震・津波情報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システム(追加)</u> により市、消防本部及び関係機関等に <u>(追加)</u> 通知する。 (2)～(4) (略) 2 市における津波警報の受領確認 (略) 3 地震・津波情報の収集・伝達系統図 気象台から <u>も</u> 地震・津波情報の市への伝達系統は次のとおりである。 ※(略) | 1 津波警報等の発表及び伝達 国〔消防庁、気象庁〕、県及び市は、 <u>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</u> 2 津波警報等の収集・伝達 (略) (1) 県の対応 県は、 <u>(削除) 県総合防災情報システム等</u> により市、消防本部及び関係機関等に <u>直ちに</u> 通知する。 (2)～(4) (略) 3 市における津波警報の受領確認 (略) 4 地震・津波情報の収集・伝達系統図 気象台から <u>の</u> 地震・津波情報の市への伝達系統は次のとおりである。 ※図を現行に変更 | ・ 防災基本計画（R5.5修正）の反映 ・ 所要の修正（県における津波警報等の受領） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|------------------|--|------------------|---|---|---|
| 189 | 津波 57 (66) | 第4編 津波対策 第3章 災害応急対策計画 第4節 避難活動 | 第4 避難所の開設及び運営 | (略) | (略) | ・ 所要の修正 |
| 190 | 復旧 2 (2) | 第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第1節 公共施設等の災害復旧計画 | 第5 国、県による復旧工事の代行 | <p>1 (略)</p> <p>2 <u>県道</u>又は<u>市道</u>における権限代行制度 国は、<u>県道</u>又は<u>市道</u>について、県又は市から要請があり、かつ県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、<u>県道</u>又は<u>市道</u>の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p><u>3 (新設)</u></p> | <p>1 (略)</p> <p>2 <u>県管理道路</u>又は<u>市管理道路</u>の災害復旧工事における権限代行制度 国は、<u>県管理道路</u>又は<u>市管理道路</u>について、県又は市から要請があり、かつ県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、<u>県管理道路</u>又は<u>市管理道路</u>の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p><u>3 市道の災害復旧工事における権限代行制度</u> 県は、<u>県道</u>又は自ら管理する道路と交通上密接である<u>市道</u>について、<u>市</u>から要請があり、かつ<u>市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自ら災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> | <p>・ 防災基本計画（R2.5修正、R3.5修正）等による修正 （<u>県道</u>又は<u>市町村道の災害復旧工事の代行制度</u>）</p> |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|----------------|---|--|------------------------|---|--|
| 191 | 復旧 2 (3) | 第5編 第1章 第1節 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興計画 公共施設等の 災害復旧計画 | 第5 国、県による復 旧工事の代行 | 1～3（略） <u>4（新設）</u> | 1～3（略） <u>4 県管理河川又は市管理河川における権限代行制度</u> <u>（1）河川の災害復旧工事等</u> 国は、市が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で市が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市から要請があり、かつは市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 <u>（2）河川の埋塞に係る維持</u> 国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、知事又は市から要請があり、かつ県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は市に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 | ・防災基本計画（R3.5修正）等による修正 （県・市町村管理河川における復旧工事等の代行制度） |
| 192 | 復旧 3 (4) | 第5編 第1章 第1節 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興計画 公共施設等の 災害復旧計画 | <u>第7 中長期における 技術職員の派遣 要請</u> | <u>（新設）</u> | <u>甚大な災害が発生した場合について、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。</u> | ・防災基本計画（R4.6修正）等による修正 （中長期における技術職員の派遣要請） |
| 193 | 復旧 6 (7) | 第5編 第1章 第3節 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興計画 産業の振興等 経済復興支援計画 | 第3 農林漁業資金融 資計画関係 | （略） | （略） | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----|----------------|---|-------------------|---|--|--|
| 194 | 復旧 7 (8) | 第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第4節 被災者の生活支援計画 | 第1 計画の方針 | 市は、災害発生後、被災住民が（追加）速やかな再起が図れるよう、（追加）生活相談、職業のあっせん、租税の救済措置、災害援護資金の貸付け等を行い生活の安定の確保を図り、被災者の自立的生活再建を（追加）支援するため、積極的な措置を講じる。支援にあたっては、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。（追加） | 市は、災害発生後、被災住民が自らに適した支援制度を活用して速やかな再起が図れるよう、見守りや生活相談、職業のあっせん、租税の救済措置、災害援護資金の貸付け等を行い生活の安定の確保を図り、被災者の自立的生活再建をきめ細かく支援するため、積極的な措置を講じる。支援にあたっては、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 加えて、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう、環境の整備に努める。 | ・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （被災者の生活再建等に向けたきめ細かい支援） |
| 195 | 復旧 8 (9) | 第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第4節 被災者の生活支援計画 | 第3 被災者生活再建支援制度 | 1 被災者生活再建支援制度 (略) (1) 適用災害 (略) ア 災害救助法施行令第1条1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市の区域に係る自然災害 イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市域に係る自然災害 ウ (略) エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）の区域であって、ア～ウの区域に隣接するものに係る自然災害 (2) 対象世帯 ア 住宅が全壊した世帯（追加） イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅を解体された世帯（追加） ウ 災害による危険な状況が継続する等の事由により、居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯（追加） エ～オ (略) | 1 被災者生活再建支援制度 (略) (1) 適用災害 (略) ア 災害救助法施行令第1条1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した（削除）自然災害 イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市（削除）に係る自然災害 ウ (略) エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）（削除）であって、ア～ウ（削除）に隣接するものに係る自然災害 (2) 対象世帯 ア 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅を解体された世帯（解体世帯） ウ 災害による危険な状況が継続する等の事由により、居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） エ～オ (略) | ・防災基本計画（R3.5修正、R5.5修正）等による修正 （被災者の生活再建等に向けたきめ細かい支援） ・所要の修正 |
| | 資料編 8 | 第6編 資料編 第1編 総則 1-5-1 災害記録 | | 表（略） | 表（略）※・番号39の発生年月日を昭和54年5月5日（1979年）に修正 ・番号76を追加 | ・所要の修正 |
| | 資料 14 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-2-1 自主防災組織編成表 | | 表（略） | 表（略）※自主防災組織編成表を令和5年10月31日現在に修正 | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|-----------|---|--|----|---|---|---|
| 資料 32 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-12-2 急傾斜地崩壊危険箇所 一覧表 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）※急傾斜地崩壊危険箇所一覧表を 令和4年12月6日現在に修正</u> | ・土砂災害防止法 に基づく基礎調査 （再調査）結果に 基づく修正 |
| 資料 37 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-12-3 土石流危険溪流一覧表 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）※土石流危険溪流一覧表を 令和4年2月15日現在に修正</u> | ・土砂災害防止法 に基づく基礎調査 （再調査）結果に 基づく修正 |
| 資料 47 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-12-6 土砂災害警戒区域及び 特別警戒区域の指定状況 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）※・土砂災害（特別）警戒区域指定数を 令和4年2月現在に修正 ・土砂災害警戒指定区域一覧を 令和4年12月6日現在に修正</u> | ・土砂災害防止法 に基づく基礎調査 （再調査）結果に 基づく修正 |
| 資料 68 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-13-1 都市ガス供給状況 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）※都市ガス供給状況を 令和5年3月31日現在に修正</u> | ・所要の修正 |
| 資料 177 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-25-1.38 災害時における物資供給に 関する協定 | | <u>1-25-1.38 災害時における宿泊施設等の提供に 関する協定</u> | <u>1-25-1.38 災害時における物資供給に関する協定</u> | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|----|--|------------|------|-----------|---|-----------|---|-----------|--|-----------|--|----------|---|--|----|------|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|----------|--|---|
| | 資料編 188 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-5-1 気象予警報等の発表基準 | | <p>ア 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 90%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨 注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 70</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域=26.4、 滝川流域=4.4、相川流域=3.4、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域=4.5 複合基準 滝川流域=(5, 4.4)、相川流域=(8, 2.7)、 賀茂川流域=(5, 4.2)、比詰川流域=(8, 4.2)</td> </tr> <tr> <td>強風 注意報</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:平均風速 毎秒12m 以上(秋田:毎秒13m 以上)</td> </tr> <tr> <td>風雪 注意報</td> <td>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒12m 以上(秋田:毎秒13m 以上)</td> </tr> <tr> <td>雷 注意報</td> <td>落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけ(追加)る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (略) ※ <u>地面現象注意報（警報）及び浸水注意報（警報）は、その内容を他の気象注意報（警報）の本文に含めて行う。</u></p> | 種類 | 発表基準 | 大雨 注意報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 70 | 洪水 注意報 | 洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 26.4 、 滝川流域=4.4、相川流域= 3.4 、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域= 4.5 複合基準 滝川流域=(5, 4.4)、相川流域=(8 , 2.7)、 賀茂川流域=(5 , 4.2)、比詰川流域=(8, 4.2) | 強風 注意報 | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:平均風速 毎秒12m 以上(秋田:毎秒13m 以上) | 風雪 注意報 | 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒12m 以上(秋田:毎秒13m 以上) | 雷 注意報 | 落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害 についての 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意 についても 雷注意報で呼びかけ(追加)る。 | <p>ア 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 90%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨 注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 64</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域=26.9、 滝川流域=4.4、相川流域=3.5、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域=4.6 複合基準 滝川流域=(5, 4.4) 相川流域=(6, 2.7)、 賀茂川流域=(6, 3.3)、比詰川流域=(8, 3.6)</td> </tr> <tr> <td>強風 注意報</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:平均風速 毎秒12m 以上(削除)</td> </tr> <tr> <td>風雪 注意報</td> <td>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒12m 以上(削除)</td> </tr> <tr> <td>雷 注意報</td> <td>落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意(削除)も雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (略) ※ <u>地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に含めて行われる。</u></p> | 種類 | 発表基準 | 大雨 注意報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 64 | 洪水 注意報 | 洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 26.9 、 滝川流域=4.4、相川流域= 3.5 、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域= 4.6 複合基準 滝川流域=(5, 4.4) 相川流域=(6 , 2.7)、 賀茂川流域=(6 , 3.3)、比詰川流域=(8, 3.6) | 強風 注意報 | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:平均風速 毎秒12m 以上(削除) | 風雪 注意報 | 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒12m 以上(削除) | 雷 注意報 | 落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害 への 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意(削除)も雷注意報で呼びかけ られる 。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の適正化 ・ 所要の修正 |
| 種類 | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨 注意報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水 注意報 | 洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 26.4 、 滝川流域=4.4、相川流域= 3.4 、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域= 4.5 複合基準 滝川流域=(5, 4.4)、相川流域=(8 , 2.7)、 賀茂川流域=(5 , 4.2)、比詰川流域=(8, 4.2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 強風 注意報 | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:平均風速 毎秒12m 以上(秋田:毎秒13m 以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 風雪 注意報 | 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒12m 以上(秋田:毎秒13m 以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雷 注意報 | 落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害 についての 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意 についても 雷注意報で呼びかけ(追加)る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨 注意報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水 注意報 | 洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 26.9 、 滝川流域=4.4、相川流域= 3.5 、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域= 4.6 複合基準 滝川流域=(5, 4.4) 相川流域=(6 , 2.7)、 賀茂川流域=(6 , 3.3)、比詰川流域=(8, 3.6) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 強風 注意報 | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:平均風速 毎秒12m 以上(削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 風雪 注意報 | 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒12m 以上(削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雷 注意報 | 落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害 への 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意(削除)も雷注意報で呼びかけ られる 。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|----|--|-------------------|-------------------|-------------------------|--|------|---|---|--|-------------------|--|--|-----|--|--|---|------|---|------|---|-------|--|---|
| 資料編 189 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-5-1 気象予警報等の発表基準 | | イ 警報の種類と発表基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 100</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域=33、 滝川流域=5.6、相川流域=4.3、 賀茂川流域=5.3、比詰川流域=5.7 複合基準 滝川流域=(10, 5) 相川流域=(8, 3.8)、 比詰川流域=(8, 5.1)</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合 ○沿岸:平均風速 毎秒18m 以上(秋田:毎秒19m 以上)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒18m 以上(秋田:毎秒19m 以上) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ <u>地面現象注意報（警報）及び浸水注意報（警報）は、その内容を他の気象注意報（警報）の本文に含めて行う。</u></p> | 種 類 | 発 表 基 準 | 大雨警報 (浸水害) (土砂災害) | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 100 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 33 、 滝川流域=5.6、相川流域= 4.3 、 賀茂川流域= 5.3 、比詰川流域=5.7 複合基準 滝川流域=(10, 5) 相川流域=(8 , 3.8)、 比詰川流域=(8, 5.1) | 暴風警報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合 ○沿岸:平均風速 毎秒18m 以上(秋田:毎秒19m 以上) | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒18m 以上(秋田:毎秒19m 以上) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 | イ 警報の種類と発表基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 89</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などによる河川が増水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域=33.7、 滝川流域=5.6、相川流域=4.4、 賀茂川流域=5.2、比詰川流域=5.7 複合基準 滝川流域=(10, 5) 相川流域=(6, 3.8)、 比詰川流域=(8, 5.1)</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合 ○沿岸:平均風速 毎秒18m 以上(削除)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒18m 以上(削除) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ <u>地面現象警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u></p> | 種 類 | 発 表 基 準 | 大雨警報 (浸水害) (土砂災害) | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 89 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などによる河川が増水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 33.7 、 滝川流域=5.6、相川流域= 4.4 、 賀茂川流域= 5.2 、比詰川流域=5.7 複合基準 滝川流域=(10, 5) 相川流域=(6 , 3.8)、 比詰川流域=(8, 5.1) | 暴風警報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合 ○沿岸:平均風速 毎秒18m 以上(削除) | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒18m 以上(削除) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の適正化 ・ 所要の修正 |
| | | | | 種 類 | 発 表 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨警報 (浸水害) (土砂災害) | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 33 、 滝川流域=5.6、相川流域= 4.3 、 賀茂川流域= 5.3 、比詰川流域=5.7 複合基準 滝川流域=(10, 5) 相川流域=(8 , 3.8)、 比詰川流域=(8, 5.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風警報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合 ○沿岸:平均風速 毎秒18m 以上(秋田:毎秒19m 以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒18m 以上(秋田:毎秒19m 以上) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 類 | 発 表 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨警報 (浸水害) (土砂災害) | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 89 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などによる河川が増水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域= 33.7 、 滝川流域=5.6、相川流域= 4.4 、 賀茂川流域= 5.2 、比詰川流域=5.7 複合基準 滝川流域=(10, 5) 相川流域=(6 , 3.8)、 比詰川流域=(8, 5.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風警報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合 ○沿岸:平均風速 毎秒18m 以上(削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、 具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸:雪を伴い平均風速 毎秒18m 以上(削除) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資料編 190 | | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-5-1 気象予警報等の発表基準 | | エ 特別警報の種類と発表基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">特 別 警 報 の 発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) ※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。</p> | 種 類 | 特 別 警 報 の 発 表 基 準 | 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の 降雨量 となる大雨が予想される場合 | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | エ 特別警報の種類と発表基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">特 別 警 報 の 発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) ※ 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。</p> | 種 類 | 特 別 警 報 の 発 表 基 準 | 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の 降水量 となる大雨が予想される場合 | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の適正化 | | | | | | | | |
| | | | | 種 類 | 特 別 警 報 の 発 表 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の 降雨量 となる大雨が予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 類 | 特 別 警 報 の 発 表 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の 降水量 となる大雨が予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------------------|---|---|---|--------------------|------------------------------|-----------|------|------------------|--|-----|----------------|---|----------------|--|------|---------------------------|---|-------|--|-------------|-------------|----------------|-----|-------------|-------------|------|---|--|----|----|-----------|------|---------------|---------------------------------------|-----|-------------|--|-------------|--|------|----------------|---|-------|---|--------------|---|----------------|-----|------------|---|------|--|---------------------|
| | 資料編 192 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-5-2 気象予警報及び災害情報 伝達系統図 | | 表（略） | 表（略）※危機管理課の電話番号を変更 | ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資料編 195 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-6-3 特殊災害連絡系統図 | | 表（略） | 表（略）※名称等を修正 | ・ 災害対策基本法の改正内容の反映 ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資料編 196 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-6-4 被害の認定基準 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>被害程度の認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>行方不明 <u>（追加）</u></td> <td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある <u>もの</u>。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷者</td> <td>重傷 <u>（追加）</u></td> <td>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>もの</u>のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。</td> </tr> <tr> <td>軽傷 <u>（追加）</u></td> <td>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>もの</u>のうち1ヶ月未満の <u>治療で治療</u> できる見込みのもの。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">住家被害</td> <td rowspan="2">全壊、<u>全焼</u> <u>又は流出</u></td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、<u>焼失</u>したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>焼失</u>若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td><u>半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、1損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの、2住宅の主要な構成要素経済的損失が住宅全体の40%以上50%未満のもの。</u></td> </tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td> <td><u>（新設）</u></td> </tr> <tr> <td>半壊 <u>又は半焼</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td> <td><u>（新設）</u></td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする <u>（追加）</u>。ただし、<u>窓ガラス数枚</u>が破損した程度のごく小さいものを <u>除く</u>。</td> </tr> </tbody> </table> | 分類 | 用語 | 被害程度の認定基準 | 人的被害 | 行方不明 <u>（追加）</u> | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある <u>もの</u> 。 | 負傷者 | 重傷 <u>（追加）</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>もの</u> のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。 | 軽傷 <u>（追加）</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>もの</u> のうち1ヶ月未満の <u>治療で治療</u> できる見込みのもの。 | 住家被害 | 全壊、 <u>全焼</u> <u>又は流出</u> | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>焼失</u> したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 | 大規模半壊 | <u>半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、1損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの、2住宅の主要な構成要素経済的損失が住宅全体の40%以上50%未満のもの。</u> | <u>（新設）</u> | <u>（新設）</u> | 半壊 <u>又は半焼</u> | （略） | <u>（新設）</u> | <u>（新設）</u> | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする <u>（追加）</u> 。ただし、 <u>窓ガラス数枚</u> が破損した程度のごく小さいものを <u>除く</u> 。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>被害程度の認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>行方不明 <u>者</u></td> <td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある <u>者</u>。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷者</td> <td>重傷 <u>者</u></td> <td>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>者</u>のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。</td> </tr> <tr> <td>軽傷 <u>者</u></td> <td>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>者</u>のうち1ヶ月未満で <u>治療（削除）</u> できる見込みのもの。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">住家被害</td> <td rowspan="2">全壊 <u>（削除）</u></td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、<u>（削除）</u>したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>（削除）</u>若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td><u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>中規模半壊</u></td> <td><u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>半壊 <u>（削除）</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>準半壊</u></td> <td><u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする <u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）</u>。ただし、<u>ガラスが数枚</u>破損した程度のごく小さいものは <u>除く</u>。</td> </tr> </tbody> </table> | 分類 | 用語 | 被害程度の認定基準 | 人的被害 | 行方不明 <u>者</u> | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある <u>者</u> 。 | 負傷者 | 重傷 <u>者</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>者</u> のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。 | 軽傷 <u>者</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>者</u> のうち1ヶ月未満で <u>治療（削除）</u> できる見込みのもの。 | 住家被害 | 全壊 <u>（削除）</u> | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>（削除）</u> したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>（削除）</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 | 大規模半壊 | <u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u> | <u>中規模半壊</u> | <u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u> | 半壊 <u>（削除）</u> | （略） | <u>準半壊</u> | <u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u> | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする <u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）</u> 。ただし、 <u>ガラスが数枚</u> 破損した程度のごく小さいものは <u>除く</u> 。 | ・ 文言の適正化 ・ 所要の修正 |
| 分類 | 用語 | 被害程度の認定基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 行方不明 <u>（追加）</u> | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある <u>もの</u> 。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 負傷者 | 重傷 <u>（追加）</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>もの</u> のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 軽傷 <u>（追加）</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>もの</u> のうち1ヶ月未満の <u>治療で治療</u> できる見込みのもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住家被害 | 全壊、 <u>全焼</u> <u>又は流出</u> | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>焼失</u> したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 大規模半壊 | <u>半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、1損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの、2住宅の主要な構成要素経済的損失が住宅全体の40%以上50%未満のもの。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>（新設）</u> | <u>（新設）</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 <u>又は半焼</u> | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>（新設）</u> | <u>（新設）</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする <u>（追加）</u> 。ただし、 <u>窓ガラス数枚</u> が破損した程度のごく小さいものを <u>除く</u> 。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分類 | 用語 | 被害程度の認定基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 行方不明 <u>者</u> | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある <u>者</u> 。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 負傷者 | 重傷 <u>者</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>者</u> のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 軽傷 <u>者</u> | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある <u>者</u> のうち1ヶ月未満で <u>治療（削除）</u> できる見込みのもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住家被害 | 全壊 <u>（削除）</u> | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>（削除）</u> したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>（削除）</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 大規模半壊 | <u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>中規模半壊</u> | <u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 <u>（削除）</u> | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>準半壊</u> | <u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする <u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）</u> 。ただし、 <u>ガラスが数枚</u> 破損した程度のごく小さいものは <u>除く</u> 。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。
 ※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------|--|----|---|-----------------|---------|---|--|------|------------------------------------|--------|------|---|----|---|----|---|----|---------------------------------------|------|--|--------|--------|---|--|------|------|--|--|------|---|--------|----|---|----|--|----|---|----|------------------------------------|------|------|--|--------|---|---|
| | | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">住家被害</td> <td style="width: 5%;">床上浸水</td> <td>浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床下浸水</td> <td><u>（追加）</u> 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の被害</td> <td>文教施設</td> <td><u>（追加）</u> 小学校、中学校、<u>（追加）</u> 高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、<u>水利床止</u>その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>汽車、電車<u>（追加）</u>の運行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>被害船舶</td> <td>櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの<u>（追加）</u>。</td> </tr> <tr> <td>その他の被害</td> <td>公共土木施設</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、<u>砂防設備</u>、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> | 住家被害 | 床上浸水 | 浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。 | | 床下浸水 | <u>（追加）</u> 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 | その他の被害 | 文教施設 | <u>（追加）</u> 小学校、中学校、 <u>（追加）</u> 高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、 <u>水利床止</u> その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | 港湾 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。 | 鉄道 | 汽車、電車 <u>（追加）</u> の運行が不能となった程度の被害をいう。 | 被害船舶 | 櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの <u>（追加）</u> 。 | その他の被害 | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、 <u>砂防設備</u> 、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">住家被害</td> <td style="width: 5%;">床上浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床下浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の被害</td> <td>学校</td> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、<u>具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校</u>における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、<u>水利、床止</u>その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する<u>水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設</u>とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>汽車、電車<u>等</u>の運行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害金額</td> <td>被害船舶</td> <td>櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、<u>砂防施設</u>、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</td> </tr> </table> <p>※人的被害は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防防第55号）（以下「災害報告取扱要領」という。））」による。 ※住家、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水は、「災害報告取扱要領」による。 ※大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。 ・大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ・中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ・準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。 ※非住家被害は、「災害報告取扱要領」による。</p> | 住家被害 | 床上浸水 | 全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 | | 床下浸水 | 全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 | その他の被害 | 学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、 <u>具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校</u> における教育の用に供する施設とする。 | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、 <u>水利、床止</u> その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | 港湾 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する <u>水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設</u> とする。 | 鉄道 | 汽車、電車 <u>等</u> の運行が不能となった程度の被害をいう。 | 被害金額 | 被害船舶 | 櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、 <u>砂防施設</u> 、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の適正化 ・ 所要の修正 |
| 住家被害 | 床上浸水 | 浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床下浸水 | <u>（追加）</u> 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の被害 | 文教施設 | <u>（追加）</u> 小学校、中学校、 <u>（追加）</u> 高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、 <u>水利床止</u> その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 港湾 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鉄道 | 汽車、電車 <u>（追加）</u> の運行が不能となった程度の被害をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 被害船舶 | 櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの <u>（追加）</u> 。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の被害 | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、 <u>砂防設備</u> 、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住家被害 | 床上浸水 | 全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床下浸水 | 全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の被害 | 学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、 <u>具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校</u> における教育の用に供する施設とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、 <u>水利、床止</u> その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 港湾 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する <u>水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設</u> とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鉄道 | 汽車、電車 <u>等</u> の運行が不能となった程度の被害をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害金額 | 被害船舶 | 櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、 <u>砂防施設</u> 、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資料編 201 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-6-5 被害報告の様式 | | 表（略） | 表（略）※様式第2・第3を更新 | ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資料編 211 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-8-1 男鹿市防災行政無線 通信施設管理運用規則 | | 表（略） | 表（略）※別表第1・第2を更新 | ・ 所要の修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|----|------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| | 資料編 218 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-8-2 男鹿市防災行政無線 施設一覧表 | | 再送信子局 <u>1</u> 局 | 再送信子局 <u>2</u> 局 | ・ 所要の修正 |
| | 資料編 221 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-9-1 災害に関する緊急連絡の 取扱いについて | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）</u> ※放送各社等連絡先一覧を更新 | ・ 所要の修正 |
| | 資料編 224 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-10-1 土砂災害・水害・津波災害 発生時における避難情報 発令基準 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）</u> ※表を現行に修正 | ・ 所要の修正 |
| | 資料編 226 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-10-3 指定避難所施設一覧表 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）</u> ※表を令和6年4月現在に修正 | ・ 所要の修正 |
| | 資料編 227 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-10-4 指定緊急避難場所一覧表 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）</u> ※表を令和4年4月現在に修正 | ・ 所要の修正 |
| | 資料編 230 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-10-5 津波時指定緊急避難場所 一覧表 | | <u>表（略）</u> | <u>表（略）</u> ※津波時指定緊急避難場所の追加・削除 | ・ 太田弥壽夫宅上の追加 ・ 旧野石小学校の削除 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|----|------------|--|-----------------------------|
| | 資料編 241 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-12-1 ヘリポート指定箇所 | | 表（略） | 表（略）※ヘリポート指定箇所の追加 （令和5年4現在） | ・旧男鹿中小学校 グラウンドの追加 |
| | 資料編 247 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-16-1 食品調達先一覧表 | | 表（略） | 表（略）※食品調達先一覧表 を令和4年12月現在に修正 | ・いとく男鹿 ショッピングセン ターを追加 |
| | 資料編 250 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-18-1 医療救護活動体制図（秋田 県） | | 表（略） | 表（略）※図を更新 | ・所要の修正 |
| | 資料編 256 | 第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-32-1 災害救助法による救助の 程度、方法及び期間早見表 | | 表（略） | 表（略）※【災害救助法による救助の内容等(1)～(4)】 を令和5年7月現在に修正 | ・所要の修正 |
| | 資料編 266 | 第6編 資料編 第5編 一般災害対策 1-4-1 被災者生活再建支援制度 | | 表（略） | 表（略）※表を令和6年現在に修正 | ・所要の修正 |

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※災害対策基本法改正に係る用語修正（指定緊急避難場所、指定避難所、要配慮者及び避難行動要支援者）及び避難情報の名称変更に係る用語修正（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急））は、原則省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

| 番号 | 頁 | 編・章・節 | 項目 | 地域防災計画（現行） | 地域防災計画（修正） | 修正理由 |
|----|------------|--|----|------------|--------------|--------|
| | 資料編 270 | 第6編 資料編 第5編 一般災害対策 1-4-3 罹災証明書 | | 表（略） | 表（略）※表を現行に修正 | ・所要の修正 |
| | 資料編 271 | 第6編 資料編 第5編 一般災害対策 1-4-4 男鹿市災害弔慰金の 支給等に関する条例 | | 表（略） | 表（略）※表を現行に修正 | ・所要の修正 |